

第6期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(案)

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
(1) 策定委員会による検討	3
(2) アンケート調査の実施	3
第2章 高齢者の現状と将来推計	4
1 高齢者の状況	4
(1) 人口および世帯の推移	4
(2) 要介護（要支援）認定者数、認定率の推移	6
(3) 介護サービスの利用実績	7
2 将来推計	12
(1) 将来人口の推計	12
(2) 要介護（要支援）認定者数の推計	13
3 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第5期）の評価及び課題	14
(1) 健康づくり・介護予防の推進について	14
(2) 高齢者の生きがい対策の充実について	14
(3) 高齢者の自立を支える福祉環境の構築について	15
(4) 社会で支える介護の充実について	15
(5) 地域包括ケアの推進について	16
(6) 安心して利用できるサービス提供システムの構築について	16

---

第3章	計画の基本的な考え方	17
1	計画の基本理念	17
2	計画の基本目標	18
	(1) 健康づくりと生きがい対策の推進	18
	(2) 高齢者の自立を支える福祉環境の構築	18
	(3) 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進	19
	(4) 介護サービスの充実	19
	(5) 地域包括ケアの推進	19
	(6) 安心して利用できるサービス提供体制の構築	19
3	計画の体系	20
4	日常生活圏域の設定	21
第4章	施策の推進	24
1	健康づくりと生きがい対策の推進	24
	(1) 健康づくりの推進	24
	(2) 介護予防事業の推進	26
	(3) 生きがいづくりの推進	33
2	高齢者の自立を支える福祉環境の構築	36
	(1) 人にやさしい街づくり	36
	(2) 高齢者住宅の整備	37
	(3) 在宅生活の支援の充実	38
3	認知症支援と高齢者の権利擁護の推進	44
	(1) 認知症施策の充実	44
	(2) 高齢者の権利擁護の推進	46
4	介護サービスの充実	49
	(1) 居宅サービスの充実	49
	(2) 地域密着型サービスの充実	57
	(3) 施設サービスの充実	61
	(4) 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開	62
5	地域包括ケアの推進	64
	(1) 地域包括支援センター機能の強化	64

---

(2) 地域での見守り体制の強化	66
(3) 在宅医療・介護連携の推進	67
(4) 災害等緊急時における体制の強化	68
6 安心して利用できるサービス提供体制の構築	69
(1) 介護保険サービスの運営強化	69
(2) 家族介護者支援の推進	71
(3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保	72
第5章 介護保険料の設定	73
1 サービス見込量の推計の手順	73
2 介護給付費等の見込み	74
(1) 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）	74
(2) 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）	75
(3) 総給付費の推計	76
(4) 標準給付費	77
(5) 地域支援事業費	77
(6) 介護保険事業費	78
3 介護保険料の設定	79
(1) 介護保険財政の仕組み	79
(2) 保険料基準月額	79
(3) 所得段階	80
第6章 計画の推進	81
1 進捗状況の把握と評価の実施	81
2 計画推進体制の整備	81
(1) 連携及び組織の強化	81
(2) 保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働	81
(3) 県及び近隣市町との連携	82

---

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の背景と目的

我が国では、総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸や少子化の進行などにより、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、4人に1人が高齢者という状況となっています。今後はいわゆる団塊の世代が高齢期を迎え、さらに高齢化が進むことが確実となっています。また、10年後の2025年（平成37年）には団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）になり、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯、要介護等認定者、認知症高齢者が増加することが見込まれます。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっています。このため、2011年（平成23年）には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設等の見直しが行われ、2014年（平成26年）には、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するなど、より一層の地域包括ケアシステムの構築が求められています。

本市においては、このような介護保険制度の改正を受けて地域の特性に応じた高齢者施策の推進、介護保険制度の運営に努めてきましたが、その理念や考え方を継承し、平成24年3月に「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第5期）」（以下、「前計画」という。）を策定しました。

後継の計画となる「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第6期）」では、前計画で定めた地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、さらなる「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、2025年（平成37年）までの中長期的な視野に立ちながら、介護保険事業及び高齢者保健福祉施策の基本的考え方や目指すべき取り組み等の見直しを行うものです。

<介護保険制度の改正の概要>

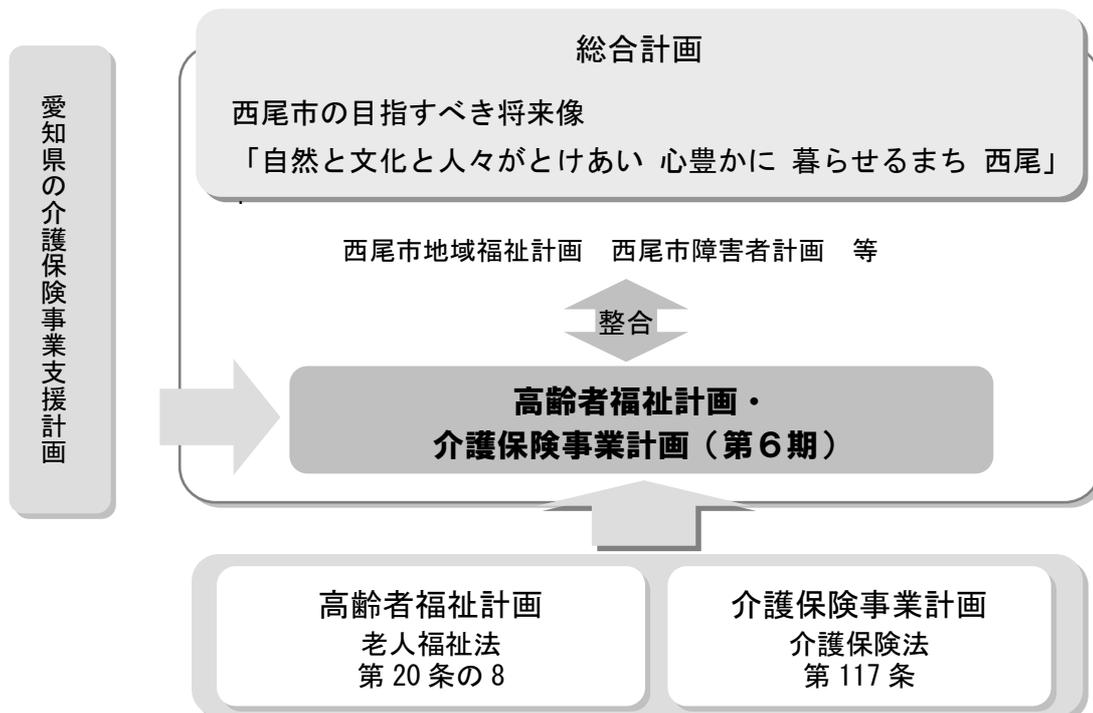
今回の介護保険制度改正の概要は、「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を目的としており、その主な内容は次のとおりです。

1 地域包括ケアシステムの構築	①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③地域ケア会議の推進 ④生活支援サービスの充実・強化 ⑤介護予防の推進 ⑥地域包括支援センターの機能強化
2 介護サービスの効率化・重点化	①介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行 ②特別養護老人ホームの中重度者への重点化
3 介護保険料の負担の抑制	①低所得者の第1号保険料の軽減強化等
4 所得や資産のある人の利用者負担の見直し	①一定以上所得者の利用者負担の見直し ②補足給付の見直し

## 2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的にまとめた計画です。

本市の基本計画である「第7次西尾市総合計画」を上位計画とし、「西尾市地域福祉計画」等との整合を図りながら、高齢者の福祉を増進するための計画です。



### 3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

急速に進行している高齢化に対応するため、2025年（平成37年）に向け、前計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組みを本格化していくものです。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画（第5期）			高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画（第6期）			高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画（第7期）			高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画（第8期）			高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画（第9期）		

### 4 計画の策定体制

#### （1） 策定委員会による検討 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本計画の策定にあたっては、高齢者や多様な関係者の意見を反映するため、学識経験者、医療・福祉関係者ほか、公募による委員で組織する「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を検討の場とし、それぞれの委員からの意見などを十分に組み入れることとしました。

被保険者の実態把握等については、要介護認定状況や給付実績などを基に現状分析、問題点や見直し事項の検証・評価、将来推計を行いました。

#### （2） アンケート調査の実施 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを行うために、高齢者要支援・要介護認定を受けていない高齢者のニーズ等を把握しました。要支援・要介護認定者については、日常生活圏域調査にてニーズを把握しました。

# 第2章 高齢者の現状と将来推計

## 1 高齢者の状況

### (1) 人口および世帯の推移

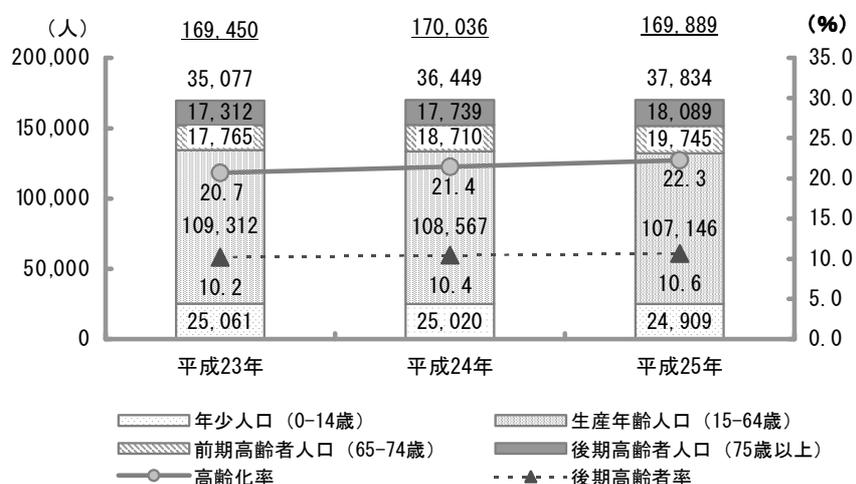
#### ① 総人口および高齢者人口の推移

平成25年の総人口は169,889人で、3年で0.3%の増加となっています。

また、高齢者人口は37,834人で、7.9%の増加となっています。前期高齢者人口、後期高齢者人口はそれぞれ11.1%、4.5%の増加となっています。

高齢化率は22.3%で1.6%の増加となっています。

図 人口の推移

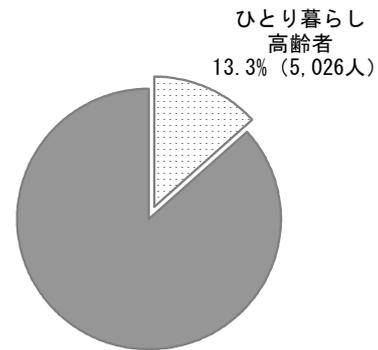


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## ② ひとり暮らし高齢者の現状

ひとり暮らし高齢者は5,026人となっています。

また、高齢者全体に占めるひとり暮らし高齢者の割合は、13.3%となっています。



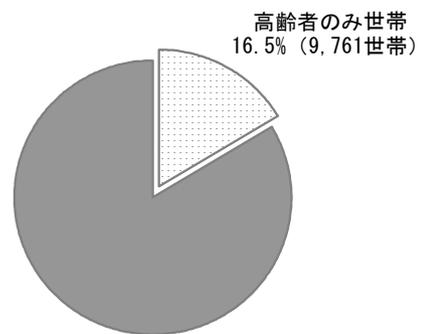
高齢者数：37,834人

資料：長寿課（平成26年4月1日現在）

## ③ 高齢者のみ世帯の現状

高齢者のみ世帯数は、9,761世帯となっています。

また、総世帯数に占める高齢者のみ世帯の割合は、16.5%となっています。



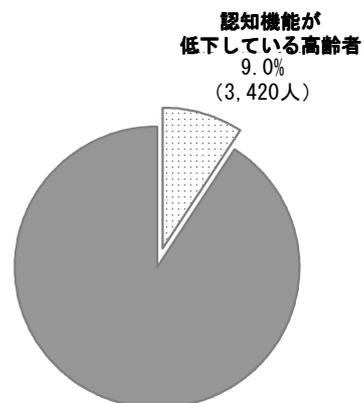
総世帯数：59,233世帯

資料：長寿課（平成26年4月1日現在）

## ④ 認知機能が低下している高齢者の現状

認知機能が低下している高齢者数は、3,420人となっています。

また、高齢者全体に占める認知機能が低下している高齢者の割合は、9.0%となっています。



高齢者数：37,834人

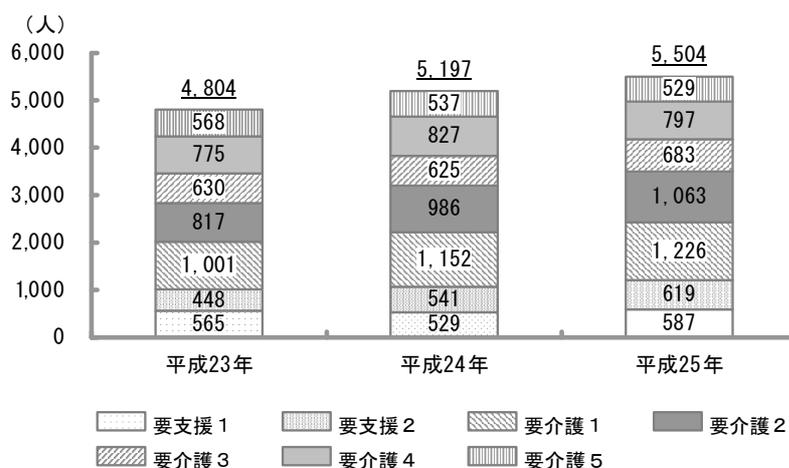
資料：長寿課（平成25年9月30日現在）

## (2) 要介護（要支援）認定者数、認定率の推移 ●●●●●●●●●●

平成 25 年の認定者数は 5,504 人で、3年で 14.6%の増加となっています。要介護（要支援）別にみると、要支援2、要介護1、要介護2で特に増加しており、それぞれ 38.2%、22.5%、30.1%の増加となっています。

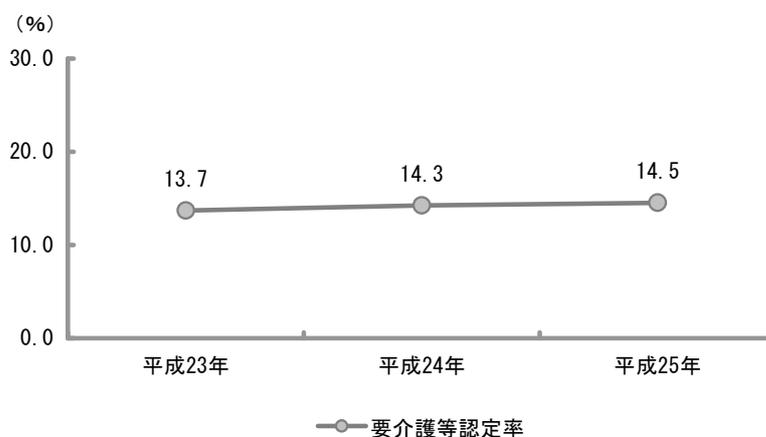
認定率は、平成 25 年が 14.5%で、平成 23 年と比較すると 0.8 ポイント増加しています。

図 要介護（要支援）認定者数の推移



資料：介護事業状況報告（各年9月末現在）

図 要介護（要支援）等認定率の推移



資料：介護事業状況報告（各年9月末現在）

### (3) 介護サービスの利用実績

① 平成25年度施設・居住・在宅（居住除く）別の介護費用の基本構造  
在宅では人数割合が全体の77.2%で、一人あたりの費用額は118,299円です。  
一方、施設の人数割合は22.8%となっていますが、一人あたり費用額は300,719円です。在宅に比べ施設の一人あたりの費用額は、約2.5倍と高くなっています。

表 利用者数の割合と費用額の割合

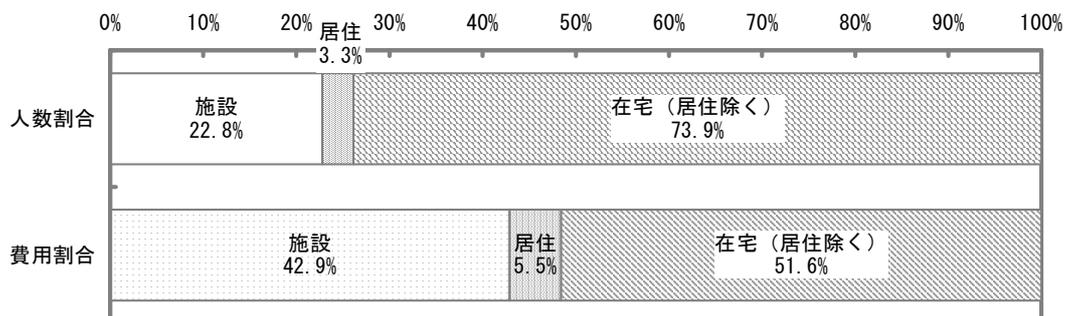
区分	施設	在宅			合計
			居住	在宅（居住除く）	
利用者数（人）	1,032	3,494	151	3,343	4,526
人数割合	22.8%	77.2%	3.3%	73.9%	100.0%
費用総額（千円）	310,342	413,338	40,111	373,227	723,680
費用割合	42.9%	57.1%	5.5%	51.6%	100.0%
1人あたり費用額（円）	300,719	118,299	265,636	111,644	159,894
平均要介護度	3.64	1.86	2.43	1.83	2.26

注）サービス利用の重複は考慮していない。

資料：長寿課（平成25年10月サービス利用実績）

施設 … 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設  
居住 … 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

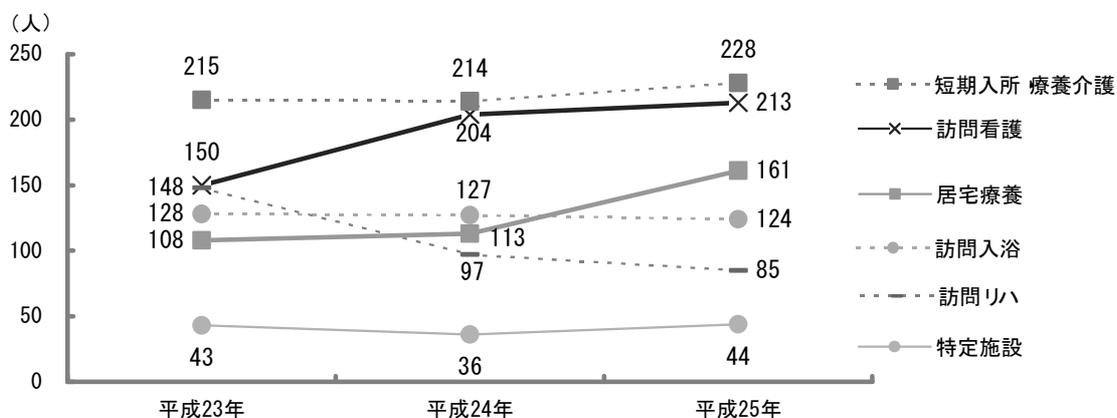
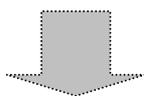
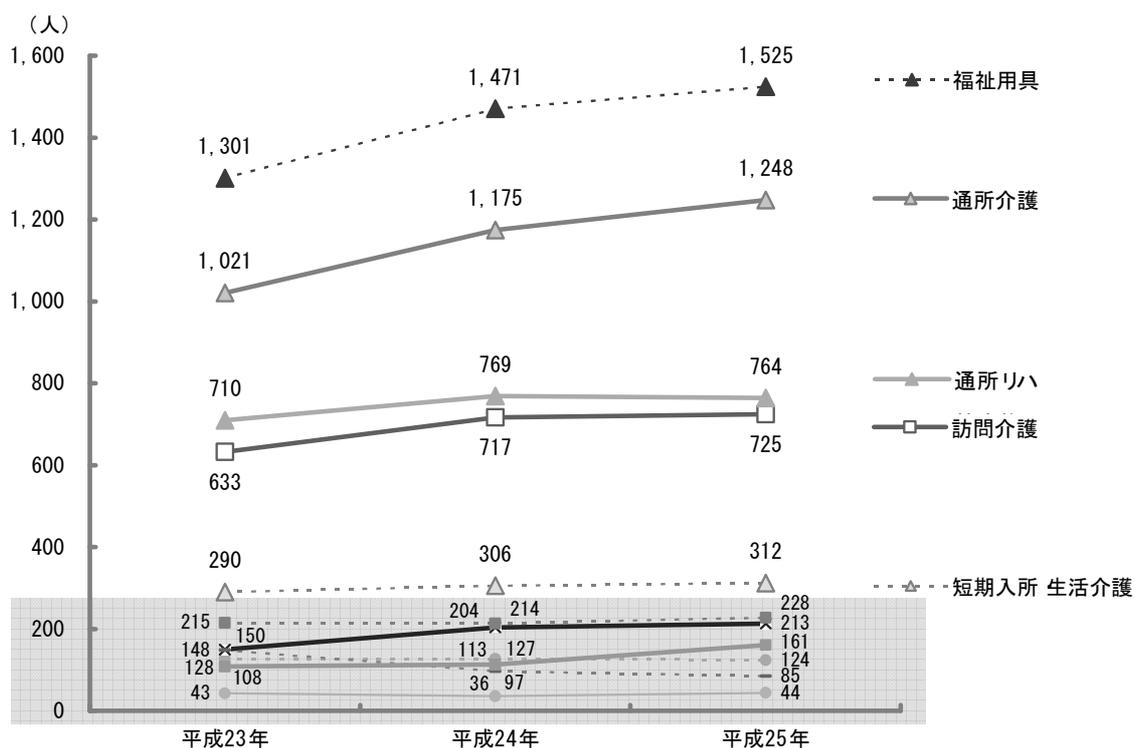
図 利用者数の割合と費用額の割合



## ② 在宅サービス（介護給付）の利用者数の推移

平成25年の利用者数では、福祉用具が最も多く1,525人、次いで通所介護が1,248人となっています。また、平成23年と比較すると、通所介護と福祉用具が増加しており、それぞれ22.2%、17.2%の増加となっています。

図 在宅サービス（介護給付）の利用者数の推移

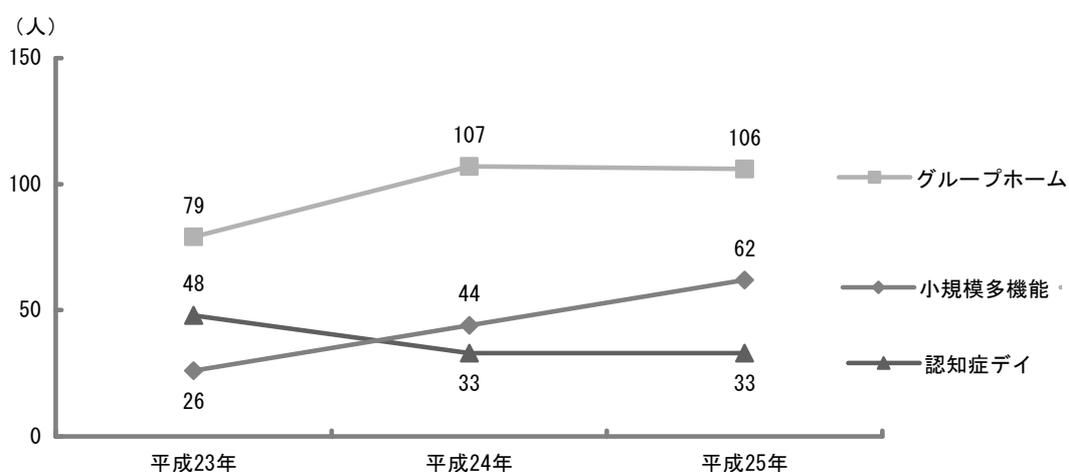


資料：長寿課（各年10月サービス利用実績）

### ③ 地域密着型サービス（介護給付）の利用者数の推移

平成 25 年の利用者数では、グループホームが最も多く 106 人、次いで小規模多機能が 62 人となっています。

図 地域密着型サービス（介護給付）の利用者数の推移

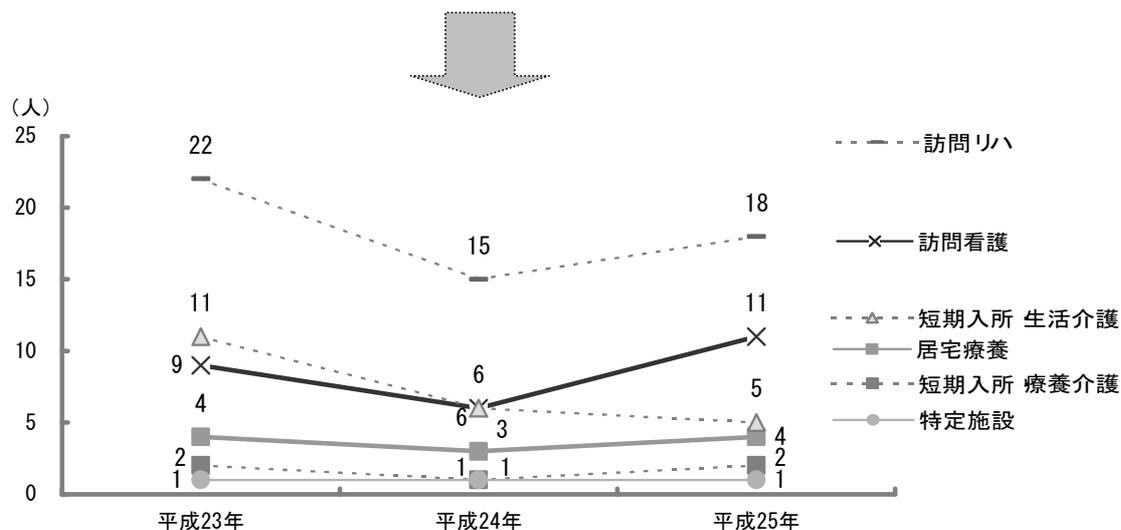
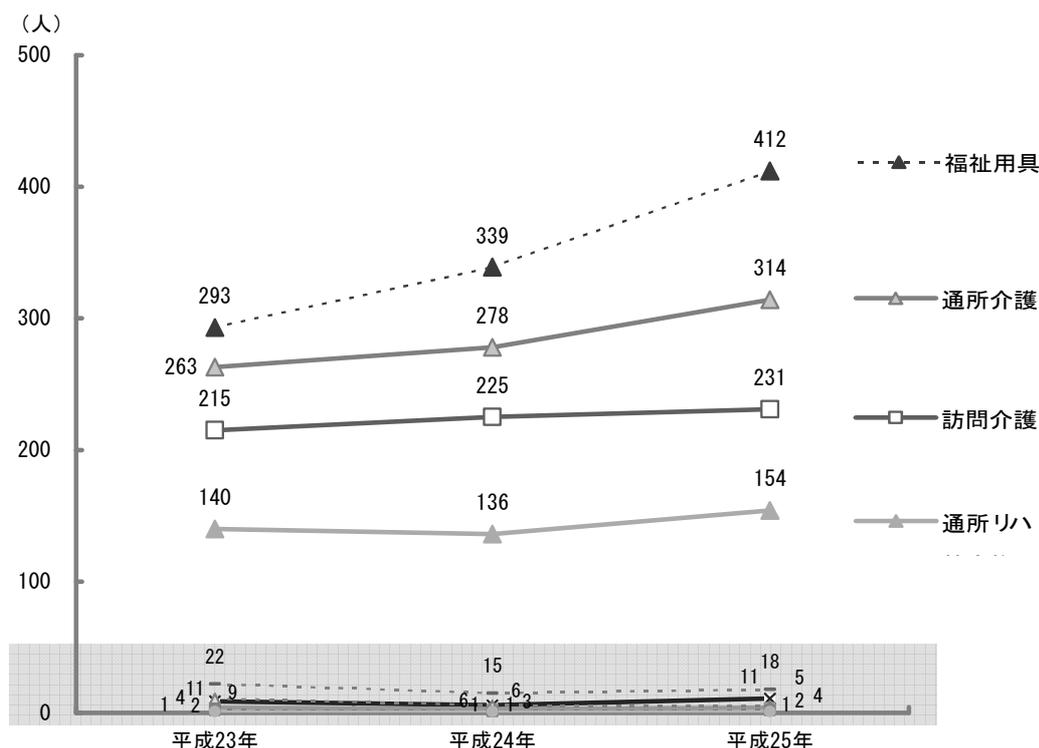


資料：長寿課（各年 10 月サービス利用実績）

#### ④ 在宅サービス（予防給付）の利用者数の推移

平成 25 年の利用者数では、福祉用具が最も多く 412 人、次いで通所介護が 314 人となっています。また、福祉用具が急激に伸びており、平成 23 年と比較すると 40.6%の増加となっています。

図 在宅サービス（予防給付）の利用者数の推移

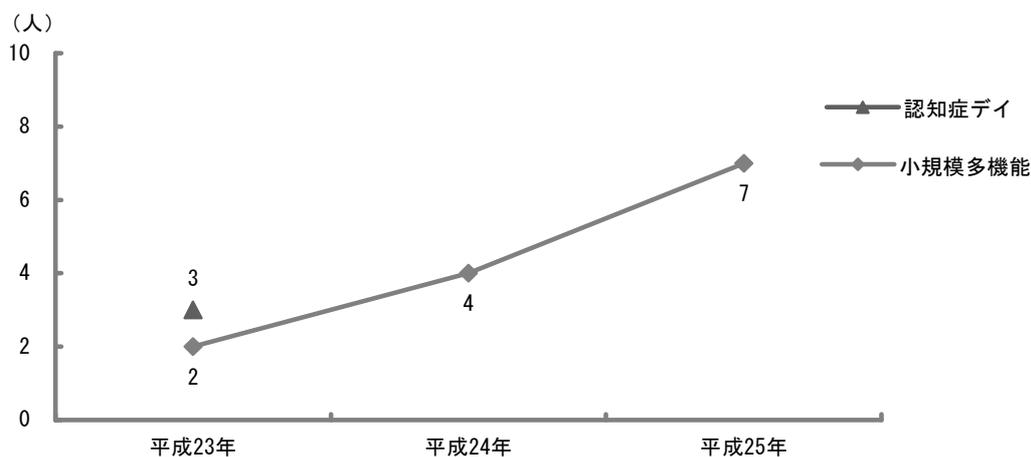


資料：長寿課（各年 10 月サービス利用実績）

⑤ 地域密着型サービス（予防給付）の利用者数の推移

小規模多機能の利用者数が増加しており、平成 25 年では 7 人となっています。

図 地域密着型サービス（予防給付）の利用者数の推移

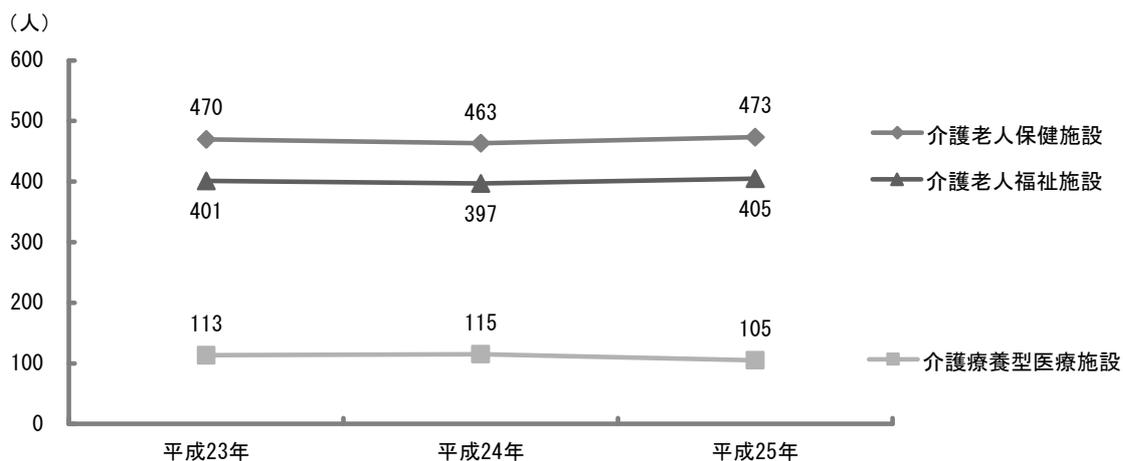


資料：長寿課（各年 10 月サービス利用実績）

⑥ 施設サービスの利用者数の推移

介護老人保健施設が最も多く、473 人となっています。

図 施設サービスの利用者数の推移



資料：長寿課（各年 10 月サービス利用実績）

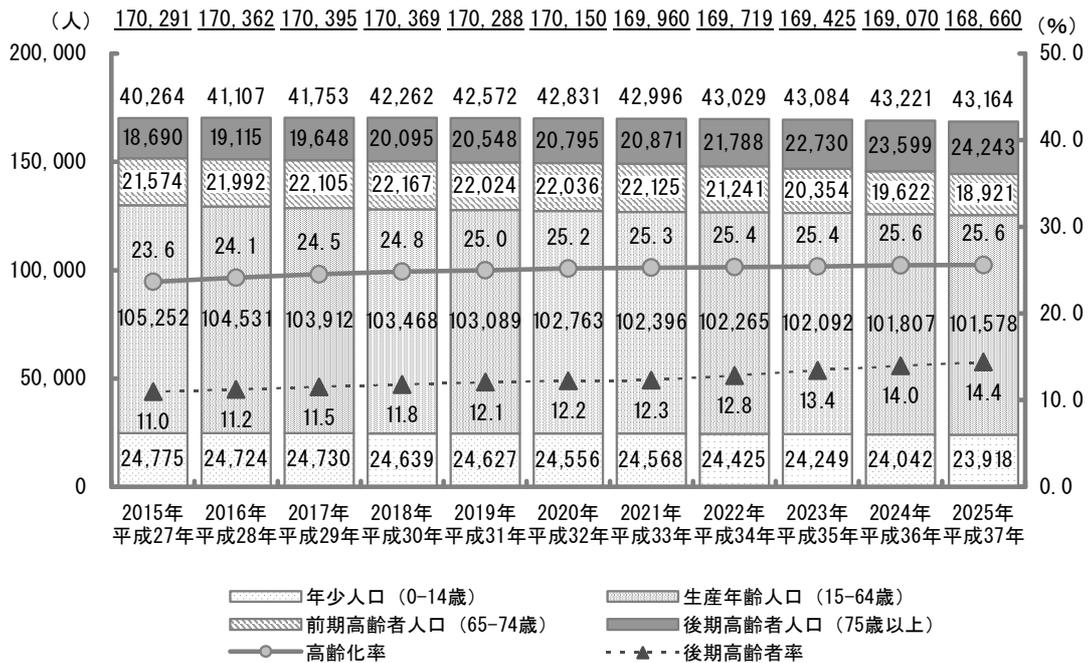
## 2 将来推計

### (1) 将来人口の推計

将来人口は、第6期計画の指標とする2025年（平成37年）で、総人口は168,660人と推計し、そのうち高齢者人口は、43,164人で高齢化率が25.6%と、2015年の40,264人に対し7.2%増加すると推計します。

総人口は2017年をピークに減少し、高齢者人口は2024年をピークに減少すると推計します。後期高齢者人口は、年々増加し、2025年で2015年に対し29.7%増加すると推計します。

図 将来人口の推計



※住民基本台帳（各年10月1日現在）を元にコーホート変化率法で推計

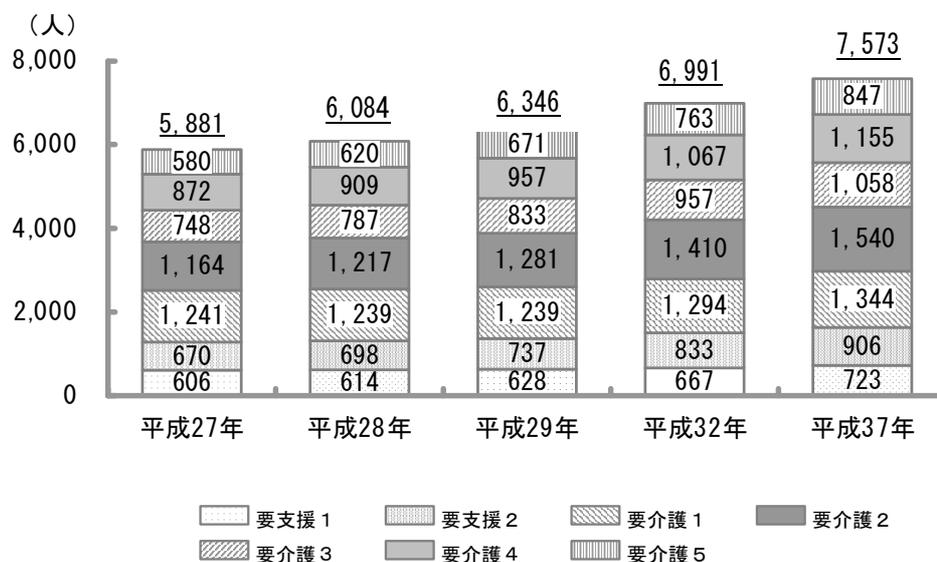
コーホート変化率法：過去における実績人口の動向から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## (2) 要介護(要支援)認定者数の推計 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

近年の要介護度別の要介護認定率をもとに将来の要介護認定者数を推計した結果を以下に示します。

要介護認定者数は、今後も増加を続け、平成 29 年には 6,346 人、平成 32 年には 6,991 人と 7,000 人に近づき、平成 37 年には 7,573 人に達することが予測されます。

図 要介護(要支援)認定者数の推計



### 3 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第5期）の評価及び課題

#### (1) 健康づくり・介護予防の推進について ●●●●●●●●●●

本市では、様々な機会を通じて、介護予防事業の実施に努めています。その中で、事業によっては、利用者が伸び悩んでいる現状があります。

今後、高齢者の増加に合わせて、要介護認定者数も増加することが予測される中で、高齢者が身近な場所で、健康づくり・介護予防に取り組むことができるよう、市民の自助・共助による取組が促進される地域づくりを支援し、地域の特性を生かしながら住民と協働で健康づくり・介護予防を推進することが必要です。

#### (2) 高齢者の生きがい対策の充実について ●●●●●●●●●●

高齢者の生きがい活動の支援として、生涯学習分野でのシニアフリーキャンパス講座や老人クラブ活動の支援など地域における活動の促進等に取り組んでいます。その中で、老人クラブは、社会参加活動や介護予防事業等の健康づくり活動として重要ですが、近年、会員数やクラブ数が減少傾向となっており、新たなクラブ運営のあり方の検討や活動内容の工夫をする必要があります。

また、高齢者の社会参加を促進するうえで、就労支援の一つとして、シルバー人材センターがあります。シルバー人材センターは、高齢者の生きがいづくりに寄与しており、加入者が増加しています。高齢者の経験や技能が地域社会で活用できるよう支援していく必要があります。

今後、元気な高齢者が生きがいをもって活躍する生涯現役社会の実現に向けた、地域社会での活躍・貢献できる環境づくりが必要です。

### (3) 高齢者の自立を支える福祉環境の構築について ●●●●●

高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、介護保険のサービス以外で、在宅介護の負担を軽減するための支援など、地域住民が生活状況に応じて必要な福祉サービスを利用できることが重要であり、事業の周知を図るとともに、本人やその家族のニーズに応じた事業の充実と利用促進を図る必要があります。介護保険外サービスについて、介護保険制度の改正を踏まえた生活支援サービスの検討の中で、現在のサービスの在り方を考えていく必要があります。

高齢者住宅や施設について、多様化する高齢者のニーズに応じた身近な場所での情報提供や相談対応を可能とする窓口の整備が必要です。

ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいたまちの整備や高齢者の交通手段、多様な住まいの整備など、住み慣れた地域での生活継続を支援することが重要です。

### (4) 社会で支える介護の充実について ●●●●●●●●●●●

保険給付費については、計画での見込みと比較してやや下回るものの、概ね事業計画での見込みどおりとなりました。また、施設整備については、定員 100 人の介護老人福祉施設 1 か所と、定員 29 人の地域密着型介護老人福祉施設 1 か所の整備を計画し、いずれも計画期間内に完了しました。今後は、認定者数のさらなる増加に対応した、介護サービス体制づくりが必要です。

中でも地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして位置づけ、今後高まる需要に対応するため、計画的に整備を進めていく必要があります。

予防給付のうち、訪問介護と通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることから、地域の特性に応じた支援を行う必要があります。

また、小規模通所介護が地域密着型サービス等へ移行されることから、利用者が可能な限り自宅に近い事業所を利用できるよう地域の実情に応じたサービス提供体制の確保を図る必要があります。

## (5) 地域包括ケアの推進について ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の保健・医療・福祉の総合的な相談窓口として、高齢者やその家族だけでなく地域住民からも様々な相談を受けています。相談内容は、介護予防から認知症および虐待への支援等、多様化しています。また、問題の複雑化に対応するため、地域包括支援センターの人員体制を含めた機能の強化や基幹型などの設置を検討していく必要があります。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、民生委員、町内会長をはじめとした地域で支え合い活動をしている人や組織との顔の見える関係づくりをしてきましたが、今後は地域ケア会議を通じて地域の関係機関とのネットワークの構築、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の強化が求められています。

また、地域住民に対し地域包括支援センターの業務の周知を図ることが重要です。

## (6) 安心して利用できるサービス提供システムの構築について ●●●●

要介護認定の適正化、ケアプランの適正化については、今後も引き続き研修や情報交換など関係機関と連携をとり、介護支援専門員のさらなる質の向上を図ることが必要です。また、介護給付適正化計画に基づき、サービス受給者に利用状況を確認してもらうため、介護給付費通知を実施していくことも必要です。さらに、西尾市介護保険サービス事業者等指導実施要綱に基づき、サービス事業者に対し定期的な指導を実施することも求められます。

地域包括ケアを推進するためには、介護サービス利用者と介護支援専門員の信頼関係が重要であり、利用者が満足できるサービス提供を行うよう支援を図る必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

本計画は、「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第5期）」の後継となる計画として位置づけられるものです。そのため、前計画の基本理念「地域で支え合い、安全、安心、いきいきと暮らせるまち 西尾」を踏まえ、「地域で支え合い、笑顔あふれる優しいまち 西尾」の実現に向け取組みを進めていきます。

#### 基本理念

**地域で支え合い、笑顔あふれる  
優しいまち 西尾**

今後10年間に団塊の世代が75歳以上になり、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいに満ち、暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。

しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域における支え合いや助け合いが求められます。

すべての高齢者が尊厳を保ちながら、多様な社会参加・参画を果たし、必要に応じて希望する様々なサービスを受けながら、生涯にわたって住み慣れた家庭や地域社会において、健やかに安心して日常生活を送ることができる地域づくりを目指します。

## 2 計画の基本目標

次の6つの基本目標に基づいて計画を策定、推進していきます。

### (1) 健康づくりと生きがい対策の推進 ●●●●●●●●●●

高齢者が今後も健やかに住み慣れた地域で自立して生活していくためには、要支援・要介護状態となることを防ぐことが重要です。そのため、早期からの生活習慣病予防や、健康づくりを推進するとともに、身近な地域で気軽に健康づくり活動に取り組みめるよう、健康づくりの場の充実を図ります。また、介護予防に取り組みめる環境・体制づくりに努めます。

高齢化が進み、高齢者が増加しますが、その多くが元気な高齢者です。明るく活力に満ちた社会を確立するため、貴重なマンパワーとして捉え、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かし、社会の一員として活躍することができる環境づくりを推進します。

また、生涯現役で、生きがいをもって過ごすために、健康づくりや介護予防とともに、就労、生涯学習、スポーツ活動、世代間の交流、ボランティア、まちづくりなどの地域活動を含めた幅広い社会参加と地域の交流の活性化を促進します。

### (2) 高齢者の自立を支える福祉環境の構築 ●●●●●●●●●●

年齢を重ねるごとに、心身機能低下のため、日常生活において何らかの支援を必要とする場合があるため、住宅や公共交通機関、道路、公共施設などの生活環境面での安全性、居住性、快適性などが確保された各種社会基盤の整備に努めるとともに、すべての人が安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりを推進します。

高齢者の多くは、身近な地域で継続した暮らしを望んでおり、高齢者福祉サービスや介護保険サービス等の公的サービスと併せ、地域での支え合いが重要になります。そのため、支援が必要な人に適切なサービスや高齢者の身体状況や経済状況に合わせた多様な住まいを提供するなど、高齢者の在宅生活を支援します。

また、地域包括ケアシステムにおいては、介護保険サービスだけでなく、様々な主体による生活支援サービスについても一体的に提供されることにより、高齢者の生活上の安全・安心・健康が確保され、自立した生活とQOLの向上を効果的に支援します。

### (3) 認知症支援と高齢者の権利擁護の推進 ●●●●●●●●●●

今後、増加する認知症高齢者に対応するため、認知症施策を推進します。

また、介護保険制度が「施設」から「在宅」へという流れにある中、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加しており、様々な生活支援に加えて、財産管理等の権利擁護サービスの充実が求められます。高齢者が、介護を必要とする状態になった場合においても、尊厳を保ち、個人の意思が尊重された暮らしができるよう、適切なサービス提供を行うとともに、成年後見センターの設置など相談体制や権利擁護体制を整備し、高齢者等の権利擁護を推進していきます。

### (4) 介護サービスの充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

介護が必要な状態になっても、高齢者が一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じた介護保険サービスを受けられるよう、介護保険サービスの基盤整備に継続して取り組みます。さらに、介護保険制度が持続可能な制度として運営されるよう、介護保険制度に関する普及啓発に努めるとともに、公平・公正なサービス提供ができるよう、介護給付の適正化や介護保険料の収納率向上に取り組み、介護保険制度の信頼を高めます。

### (5) 地域包括ケアの推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

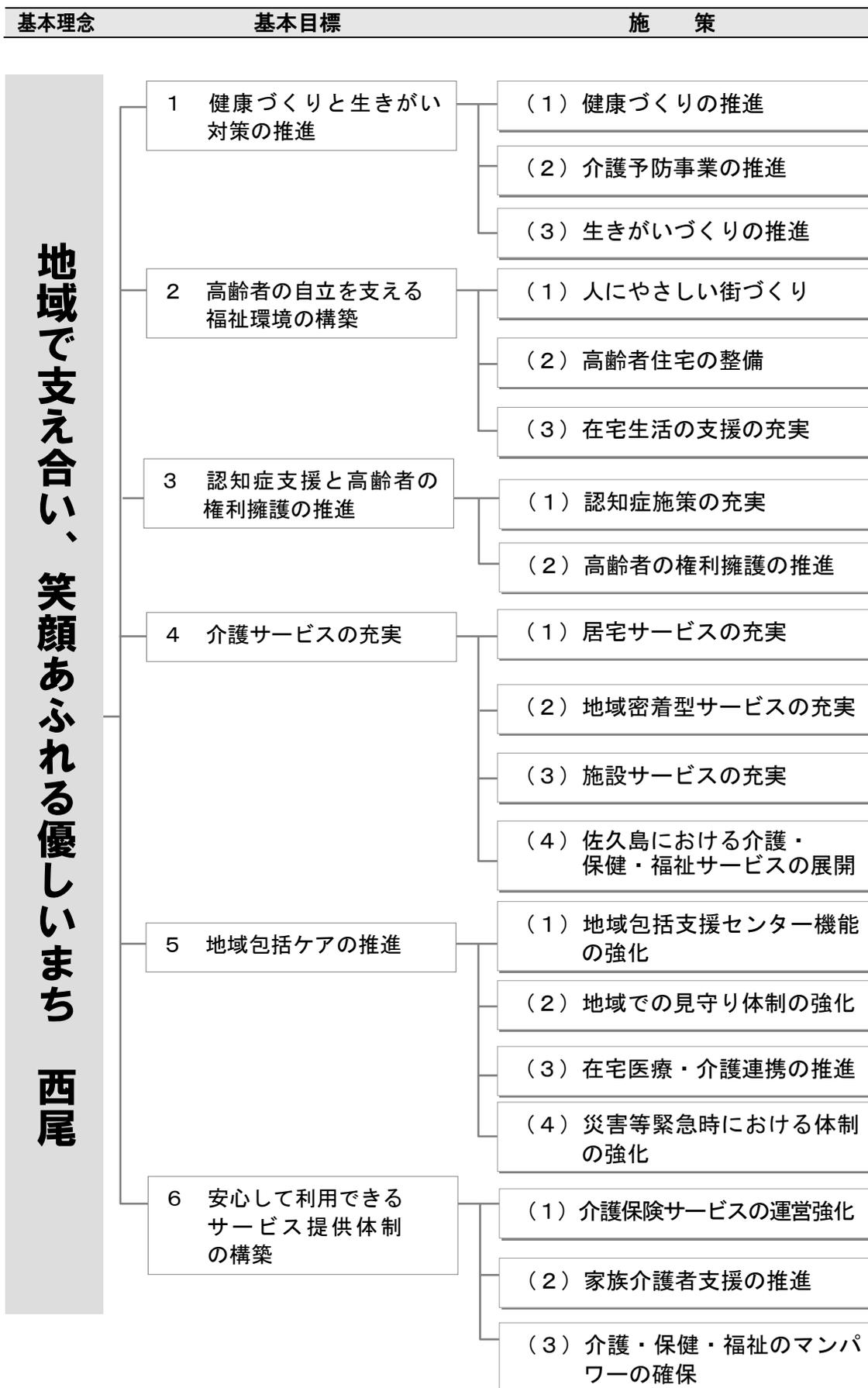
団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)に向け、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供し、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの構築をめざすため、在宅医療と介護の連携や地域包括支援センターの機能強化などに取り組みます。

また、災害時等の緊急時における安全確保を推進し、高齢者が地域において普段から安心感を持って生活できるように努めます。

### (6) 安心して利用できるサービス提供体制の構築 ●●●●●●●●●●

介護サービス事業者に対する指導監督を行うとともに、県やサービス事業者などの関係機関と連携して、サービス提供に携わる人材の養成・確保や就業後の資質向上のための研修の推進、苦情処理、介護相談員の施設などへの派遣など介護サービスの質の向上に向けた取組みを進めます。

### 3 計画の体系



## 4 日常生活圏域の設定

本市における日常生活圏域は、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備などを総合的に勘案して、本計画期間の事業を展開していくための日常生活圏域は、4 圏域とします。

また、地域に根ざした相談支援や認知症予防、介護予防の推進を効果的に実施するため、地域包括支援センターを中心的な役割として位置づけ、担当エリアを設定します。



圏域	名称・所在地	担当地区
西尾北部	西尾市地域包括支援センター社会福祉協議会 花ノ木町2丁目1 (西尾市総合福祉センター内)	八ツ面 三和 室場
	西尾市地域包括支援センター中央 寄住町洲田18 (西尾老人保健施設内)	西尾 花ノ木
	西尾市地域包括支援センター鶴城 桜町4丁目31 (米津老人保健施設内)	鶴城 米津 西野町
西尾南部	西尾市地域包括支援センターいずみ 和泉町22 (西尾病院内)	平坂 矢田 中畑
	西尾市地域包括支援センターせんねん村 平口町大溝77 (特別養護老人ホームせんねん村内)	寺津 福地南部 福地北部
一色	一色町地域包括支援センター 一色町前野新田48-3 (西尾市一色老人福祉センター内)	一色
吉良幡豆	吉良幡豆地域包括支援センター 鳥羽町迎49-2 (特別養護老人ホームしはとの郷内)	吉良 幡豆

表 日常生活圏域別人口

区分	西尾北部	西尾南部	一色	吉良幡豆	計
人口（人）	69,291	42,059	23,993	34,823	170,166
前期高齢者（人）	7,871	4,991	3,231	4,765	20,858
後期高齢者（人）	6,471	4,313	2,969	4,594	18,347
高齢者人口（人）	14,342	9,304	6,200	9,359	39,205
高齢化率（％）	20.70	22.12	25.84	26.88	23.04

表 日常生活圏域別独居・高齢者世帯状況

区分	西尾北部	西尾南部	一色	吉良幡豆	計
総世帯数（世帯）	26,352	14,469	7,587	11,219	59,627
独居世帯数（世帯）	2,266	1,177	695	1,080	5,218
高齢者世帯数（世帯）	1,926	1,128	626	978	4,658
独居・高齢者世帯数（世帯）	4,192	2,305	1,321	2,058	9,876
独居・高齢者世帯率（％）	15.91	15.93	17.41	18.34	16.56

注) 独居・高齢者世帯率＝独居・高齢者世帯数／総世帯数

注) 独居世帯は、65歳以上の高齢者

注) 高齢者世帯は、65歳以上の高齢者のみの世帯数（独居世帯を除く）

表 日常生活圏域別認定者状況

区分	西尾北部	西尾南部	一色	吉良幡豆	計
要支援1（人）	260	150	91	107	608
要支援2（人）	240	161	114	132	647
要介護1（人）	435	282	189	296	1,202
要介護2（人）	441	265	201	241	1,148
要介護3（人）	279	162	81	198	720
要介護4（人）	255	208	117	212	792
要介護5（人）	179	131	73	156	539
合計（人）	2,089	1,359	866	1,342	5,656

注) 要支援・要介護認定者は65歳以上のもので住所地特例者を除く

表 日常生活圏域別施設整備状況

区分	西尾北部	西尾南部	一色	吉良幡豆	計
介護老人福祉施設 (地域密着型含む) (か所)	3	2	0	3	8
介護老人保健施設 (か所)	4	0	2	0	6
介護療養型医療施設 (か所)	1	0	2	0	3
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (か所)	4	1	1	3	9
認知症対応型通所介護 (か所)	1	0	0	0	1
小規模多機能型居宅介護 (か所)	3	1	0	1	5
施設 合計 (か所)	16	4	5	7	32



## ○ 特定健康診査

### 事業内容

40～74歳の国民健康保険加入者を対象とする内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を行います。

### 今後の方針

生活習慣病予防対策として特定保健指導を実施します。特定健康診査の受診率の向上により生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に取り組み、医療費の抑制に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受診者数（人）	16,290	18,052	19,843

## ○ 後期高齢者医療健康診査

### 事業内容

後期高齢者の健康の保持増進等のため、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて、健康診査を実施します。

### 今後の方針

健康診査の受診を促進し、後期高齢者の健康の保持増進を図ります。受診勧奨の充実を図り、より多くの対象者が受診できるよう努めます。医師会を通じてより多くの医療機関が個別健康診査に協力していただけるよう働きかけます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受診者数（人）	5,800	5,900	6,000

## (2) 介護予防事業の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

平成27年4月の介護保険法の改正に伴い、要支援の予防訪問介護と予防通所介護が地域支援事業へ移行するとともに介護予防事業を再編成した、介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年4月に開始します。

予防訪問介護・予防通所介護については、現行のサービスに加えて、特定非営利活動法人(NPO)やボランティア等の多様なサービスの提供を目指します。介護予防事業については、一次予防と二次予防事業を区別することなく、効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進します。

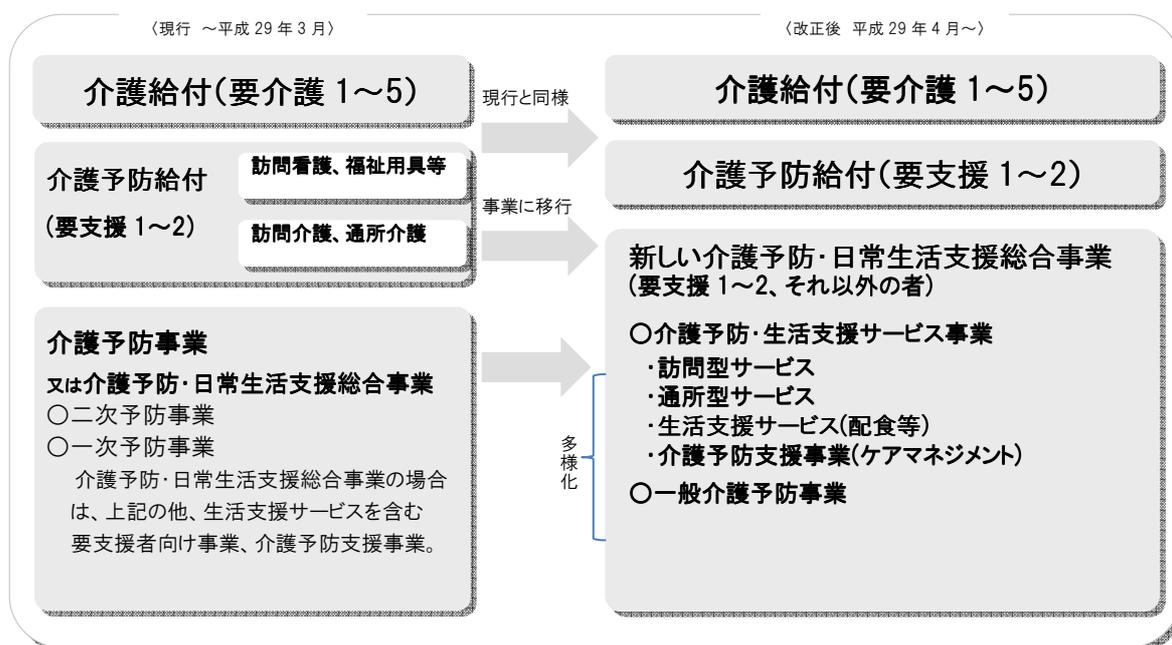
地域住民が主体的な生活を送れるよう環境整備を図り、閉じこもりがちな高齢者の社会的孤立感の解消、自立生活の助長を通じて認知症や寝たきりなど要介護状態になることを予防し、健康寿命の延伸を図ります。

### ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

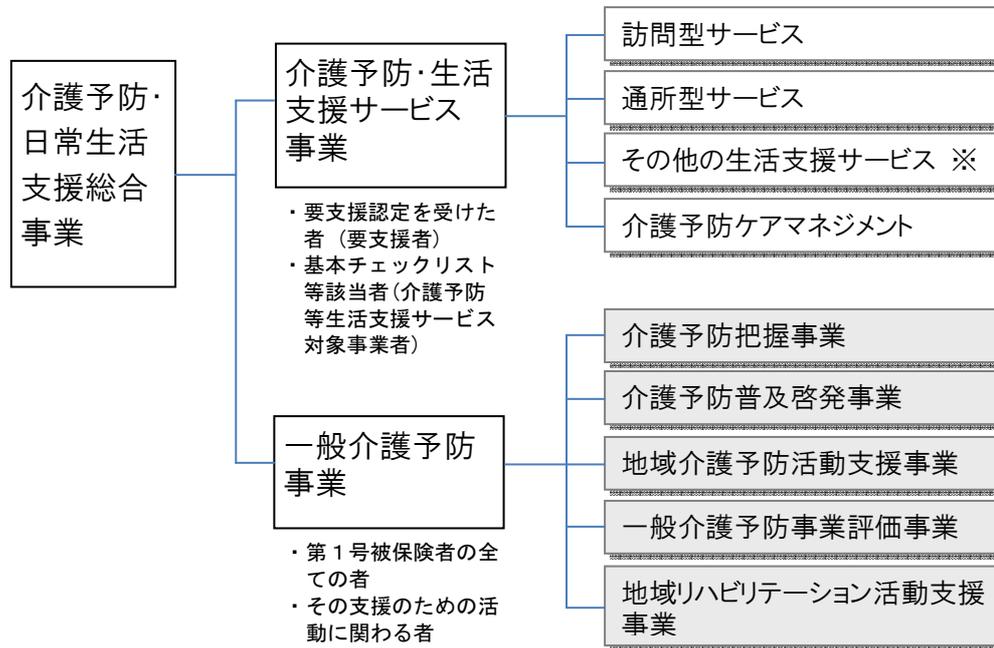
平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業の開始に向け、予防訪問介護・予防通所介護の地域支援事業への移行を計画的に推進していきます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業として実施するため、新たなサービス提供体制を整備し、多様な生活支援サービス等の開発・ネットワーク化に向け、検討を進めていきます。

#### 【参考1】 介護予防・日常生活支援総合事業の改正点

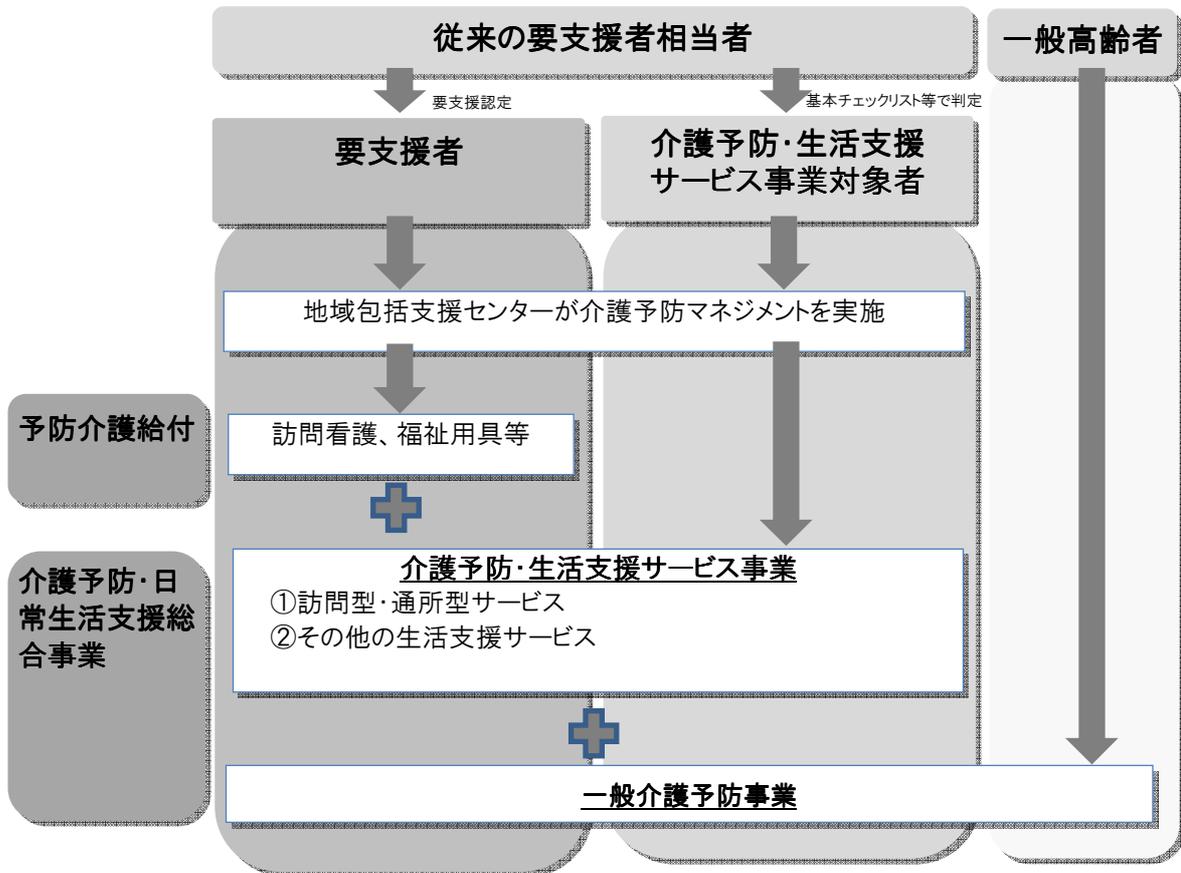


## 【参考2】 介護予防・日常生活支援総合事業の構成



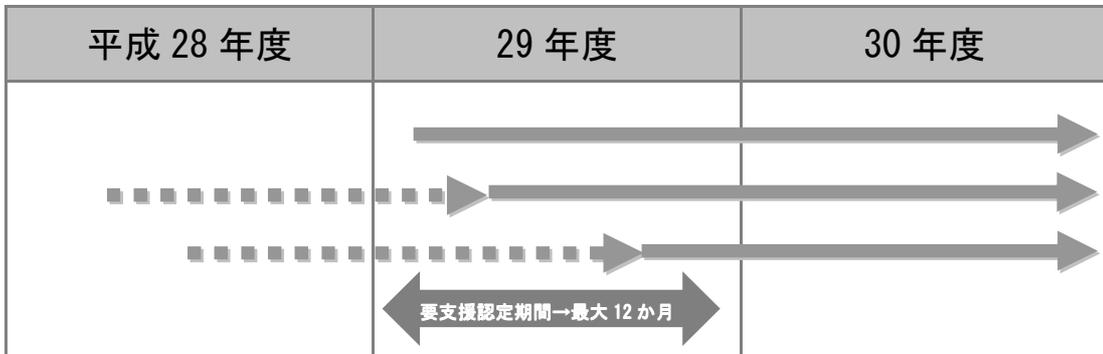
※その他の生活支援サービス 例：栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認等。

【参考 3】 介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ



【参考 4】

訪問介護、通所介護(予防給付)から訪問型サービス、通所型サービスへの移行イメージ



- : 予防給付  
(訪問介護・通所介護)
- : 新しい総合事業

## ○ 二次予防事業対象者把握事業

### 事業内容

65歳以上の高齢者に基本チェックリストによる生活機能の確認を行い、将来的に要支援・要介護状態になるおそれのある二次予防事業対象者の把握を行います。特定健康診査や後期高齢者医療健康診査等と併せて実施します。また、特定健康診査等を受診する機会のない方にも介護予防チェックを実施します。

### 今後の方針

生活機能が低下し、要支援・要介護状態となるおそれのある人の早期発見に努めます。また、国の指針を見ながら、より効果的な把握方法を検討します。

## ○ 運動器機能向上事業

### 事業内容

個人にあった運動プログラムを提供し、運動器の機能向上を図ります。要介護の原因となる転倒予防・筋力アップの運動を行います。

### 今後の方針

通所型・集団での教室を基本に実施します。生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラムを実施し、要支援・要介護状態にならないよう努めます。特に、前期高齢者の参加を促し、運動器の機能向上を図ります。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数（コース）	9	9	—
参加実人数（人）	90	90	—

## ○ 口腔機能向上事業

### 事業内容

口腔機能向上の必要性の教育や口腔清掃の指導・口腔体操・嚥下訓練を行い、口腔機能の維持と向上を図ります。

### 今後の方針

通所型・集団での教室を基本に実施します。口腔機能向上のプログラムを実施し、要支援・要介護状態にならないよう努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数（コース）	4	4	—
参加実人数（人）	60	60	—

## ○ 地域健康運動事業

### 事業内容

高齢者が自ら介護予防の必要性を理解し取り組めるように、運動・認知症予防・口腔・栄養などさまざまな介護予防を体験し、自分自身の健康状態の維持・向上を図っています。

### 今後の方針

高齢者のより身近な場所で事業を開催することにより、参加を促し、高齢者が介護予防の必要性を理解し、自ら介護予防に取り組めるように支援していきます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催会場数（か所）	24	24	—
参加延人数（人）	11,520	12,096	—

## ○ 認知症予防事業

### 事業内容

認知症に関する簡単な検査や運動、レクリエーションなどを通じて、高齢者自らが予防の方法を学習することができるよう図っています。また、老人クラブ等地域の団体に働きかけ、認知症予防事業を展開します。

### 今後の方針

高齢者が認知症予防への関心を高め、認知症予防への知識をもち、自らが予防対策を継続的に取り組むことができるよう支援していきます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数（コース）	12	12	—
参加実人数（人）	340	340	—

## ○ 宅老所運営事業

### 事業内容

ボランティアの運営により高齢者が集まり、交流を深め、介護予防を図っています。

### 今後の方針

参加者やボランティアをはじめ、地域ぐるみで介護予防と生きがいつくりのために、活発に運営されるように支援していきます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催日数（日）	310	310	—
参加延人数（人）	7,000	7,100	—

## ○ いきいきサービス事業

### 事業内容

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、健康体操やレクリエーションを行い、閉じこもり予防を図り、要支援、要介護状態にならないよう介護予防に努めています。

### 今後の方針

要支援、要介護状態にならないよう予防や機能維持を図れるように努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施会場数	5	5	—
参加延人数（人）	6,800	7,440	—

## ○ 介護予防の事業評価の推進

介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し介護予防・生活支援サービスが効果的かつ効率的に提供されるよう、ケアマネジメントとサービス利用の評価などを行います。

### (3) 生きがいづくりの推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●

高齢者の生きがいづくりや社会参加による心と体の健康づくりに向けて、高齢者の豊富な知識・技能・経験を地域に活かす就労の支援や、生涯学習、老人クラブ等を通じて、高齢者が心豊かに充実した生活を送るよう努めていきます。

#### ○ シルバー人材センター

##### 事業内容

高齢者の生きがいや生活の充実を図るために、多様な就労機会の確保を図っています。

##### 今後の方針

就業を希望する高齢者の就業場所を確保する機関であるシルバー人材センターを今後も支援していきます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
会員数（人）	1,200	1,200	1,200

#### ○ 生涯学習

##### 事業内容

興味や生きがいを感じる学習の素材に対して、もっと知りたい、もっとうまくなりたい、もっと人に伝えたいなどの欲求に対して、自ら勉強したり、教室に通ったり、誰かに教わったり、仲間と話をして活動をしたりする場を提供し、充実した生活が送れ、それをまちづくりにつなげていくことを支援します。

##### 今後の方針

今後も受講者の要望を反映しながら各種講座の提供の充実に努めるとともに、学んだことを社会還元できる機会の提供に努めます。

## ○ 老人クラブ

### 事業内容

高齢者がその知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行い、明るい長寿社会を実現するための自主的な集まりです。

### 今後の方針

高齢者の生きがいと健康づくりのために、魅力的な活動や地域交流、健康づくりを趣旨とする企画・運営に対し、引き続き支援をしていきます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ク　ラ　ブ　数	135	135	135
会　員　数　（　人　）	16,500	16,500	16,500

## ○ 老人福祉センター

### 事業内容

老人福祉センターでは、高齢者がいつまでもいきいきと生活できるように、地域の仲間と交流できる場を提供しています。

### 今後の方針

引き続き、楽しみながら健康維持や交流を図る場としてPRに努めます。

老朽化の進んでいる一色老人福祉センターについては、西尾市公共施設再配置実施計画に基づき、他施設への機能転換などを検討していきます。

## ○ ボランティア・NPO活動の推進

日々目まぐるしく変化する社会情勢の中で、高齢者・障がい者(児)福祉、子育て支援、環境問題など、市民一人ひとりの問題意識は様々ですが、人口減少や少子高齢化は、深刻な社会問題であるとともに、西尾市においても直面する課題です。

このような課題を抱えた地域社会の中で、健康増進、介護予防、在宅福祉のサポート等、高齢者の生活を支援するためには、ボランティア団体やNPO、市民活動団体などの協力は必要不可欠です。

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けるためには、高齢者一人ひとりの有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、支援の必要な高齢者のニーズを把握することが必要です。そのためには、地域や個人の実情に応じた生活支援サービスなどの提供体制を整備する必要があります。

今後も、行政と社会福祉協議会等の関係機関が連携を図り、より良いサービスの提供ができるよう協力体制を構築していきます。





### (3) 在宅生活の支援の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、支援が必要な高齢者に対して、本人やその家族のニーズに応じた生活支援サービスの充実と利用促進を図っていきます。

#### ○ 配食サービス

##### 事業内容

在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、月曜日から金曜日の希望する日に昼食を配達することで、安否確認を行っています。

##### 今後の方針

今後とも、ひとり暮らしの高齢者などが自宅で自立した生活ができるよう、見守りをし、孤独感の解消を図ります。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数（人）	80	80	80
延食数（食）	10,560	10,560	10,560

#### ○ 緊急通報システムの設置

##### 事業内容

緊急時に迅速に通報できる緊急通報端末器を設置し、ひとり暮らし高齢者の緊急事態の対応を図っています。

##### 今後の方針

身体機能が低下した高齢者に対して、緊急時に迅速に対応し、ひとり暮らし高齢者の安否確認を引き続き行います。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置件数（件）	290	290	290

## ○ 福祉用具給付

### 事業内容

低所得者支援のため、福祉用具（シルバーカー）購入費の一部を市が助成しています。

### 今後の方針

引き続き、福祉用具購入費の助成を行います。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
給付件数（件）	12	12	12

## ○ 高齢者タクシー利用支援事業

### 事業内容

ひとり暮らしで交通手段の確保が難しく、引きこもりがちな高齢者が、通院や買い物等のため、タクシーを利用する場合に料金の一部を助成します。

### 今後の方針

今後とも、ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消を図るため、交通手段を確保し、住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援していきます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数（件）	200	200	200

## ○ 介護保険利用者への助成

### 事業内容

低所得者に対し、費用負担の軽減を図るため、在宅介護サービス利用料の一部を助成しています。

### 今後の方針

在宅介護サービスの適切な利用が行われるよう、引き続き助成に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数（件）	2,700	2,700	2,700

## ○ 養護老人ホーム

### 事業内容

経済的に困窮し、在宅生活が困難な高齢者の入所措置を行い、生活の安定を図っています。

### 今後の方針

在宅において生活することが困難と認められる高齢者について、適切な措置をします。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入所者数（人）	30	30	30

## ○ 住宅用火災警報器設置

### 事業内容

ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、火災から生命を守るために、住宅用火災警報器を設置します。

### 今後の方針

今後も、引き続き事業を継続し、対象となる世帯に設置を進めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置件数（件）	30	30	30

## ○ 家具転倒防止金具（器具）の取付

### 事業内容

ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象に、家具転倒防止の金具（器具）を取り付けています。

### 今後の方針

今後も、引き続き事業を継続し、対象となる世帯に設置を進め、防災対策を実施していきます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
取付件数（件）	35	35	35

## ○ 生活支援ハウス

### 事業内容

家庭環境や住宅事情などにより、自宅において生活することが困難な高齢者に一時的に住居を提供し、日常生活の相談等について生活援助員が助言等の支援を行います。

### 今後の方針

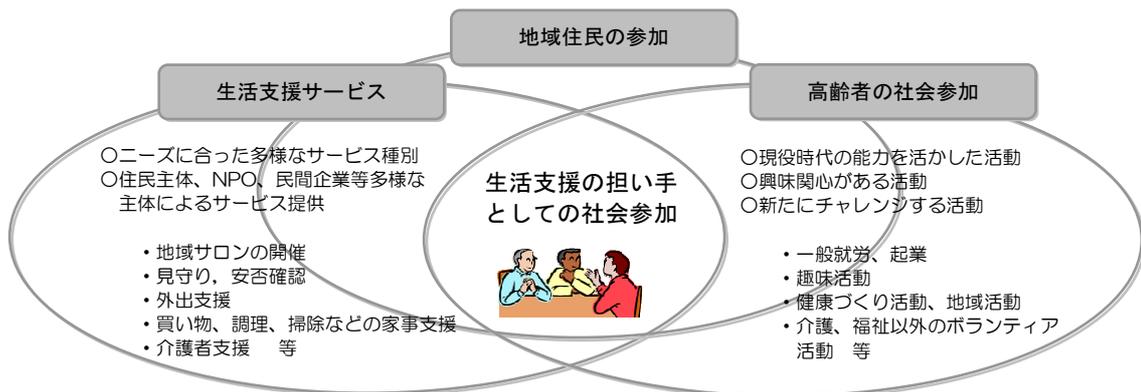
一時的に住む場所を提供し、安心して生活ができるよう支援していきます。

## ○ 生活支援・介護予防サービス提供体制の整備

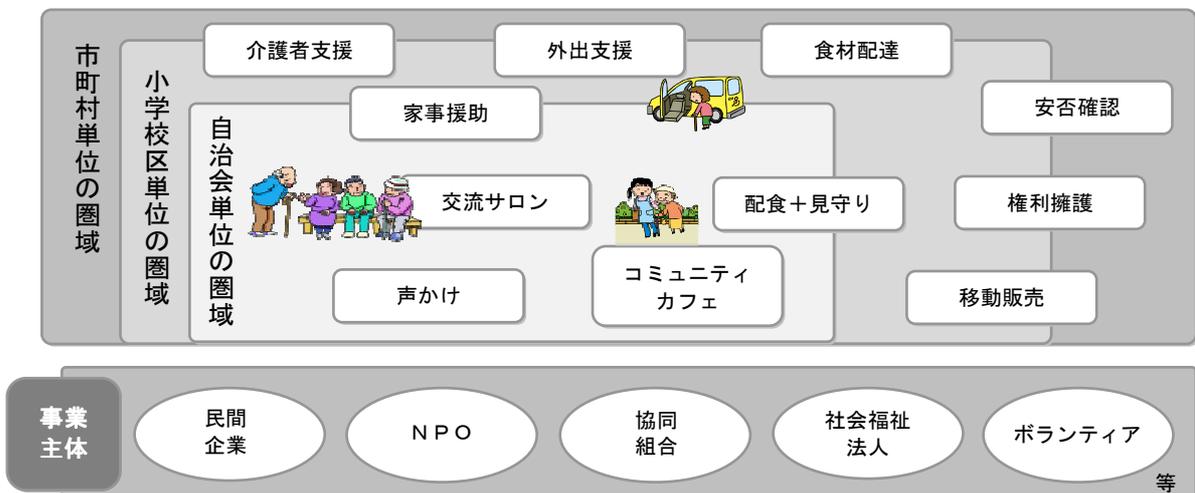
元気な高齢者をはじめとした地域住民が、サービス提供の担い手として積極的に参加できるよう、ボランティア団体やNPO、市民活動団体、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築します。

その際、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源を開発し、関係機関とのネットワーク構築などのコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を設置し、さらにコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画して、定期的な情報共有及び連携・協働強化の中核となる「協議体」を設置します。

### 【参考1】 高齢者の社会参加イメージ



### 【参考2】 生活支援・介護予防サービスの提供イメージ





## ○ 認知症ケアパスの整備

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく生活できるように、認知症の程度に応じ、必要なサービスにつながるような仕組みづくりを進めます。

また、いつ、どこで、どのような医療や介護のサービスを受けることができるのか、認知症高齢者を支えるシステムの流れ・内容がわかるよう、認知症ケアパスの作成・周知をすすめていきます。

## ○ 認知症サポーター養成

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、認知症高齢者やその家族を支援する認知症サポーター養成講座を行います。

認知症サポーター養成講座を積極的に展開するため、地域や学校、職域に出向いて開催します。また、講師となるキャラバンメイトの確保に努め、関係機関との連携を強化しながら認知症高齢者の見守り体制を強化します。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症サポーター（延人数）	1,200	1,300	1,400

## (2) 高齢者の権利擁護の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●

認知症などで判断能力が低下した場合でも、高齢者の主体性や尊厳を守り、地域で安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護や成年後見の取り組みを推進します。

高齢者虐待の早期発見・早期対応を行う体制を確立し、多職種による支援を行っていきます。また、高齢者虐待を未然に防ぐためにも、住民に高齢者虐待を広く理解してもらえよう周知を図ります。

さらに、成年後見センターを設置し、成年後見制度の普及啓発や利用支援を推進します。

### ○ 高齢者虐待防止対策ネットワーク

市・地域包括支援センターが中心となり、民生委員、町内会をはじめとした地域で支え合い活動をしている人や組織、介護保険事業所、かかりつけ医、警察署などのネットワークを強化し、高齢者虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていくための仕組み・連携を強化します。

また、早期発見・見守りネットワーク、保健医療福祉サービス介入ネットワーク、関係専門機関介入支援ネットワーク等のネットワークごとの強化に努めます。

「愛知県高齢者虐待対応マニュアル」「西尾市高齢者虐待対応マニュアル」に基づいた支援ができるよう、今後も研修体制を強化し各地域包括支援センターや関係機関へ周知します。さらに、関係機関の連携を担う高齢者虐待防止連絡協議会において、総合的な対策や協議を行います。

## ○ 成年後見制度等利用支援事業

### 事業内容

認知症や知的障害などにより、判断能力が十分でない方が不利益にならないよう、法律面で支援しています。

### 今後の方針

ケアマネジャーに対する高齢者の権利擁護についての研修を実施するとともに、必要に応じて法律家等との連携を強化していきます。また、専門の相談機関の設立を検討します。

## ○ 介護相談員派遣事業

### 事業内容

月1回、介護相談員を介護施設等へ派遣し、利用者の実態を把握するとともに、不安や不満への相談に応じています。

### 今後の方針

相談業務体制の見直し及び相談業務の成果をサービスの質の向上につなげていくための仕組みづくりに努めていきます。

## ○ 認知症介護家族教室

認知症の方を介護する家族等を対象に、認知症について学ぶ教室を開催します。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数（クール）	1	1	1
参加実人数（人）	15	15	15

## ○ 認知症介護家族交流会

認知症の高齢者を介護する家族が、仲間づくりや交流を通じて、日々の悩みや不安を話し合い、介護の負担を軽くするための交流会を行います。必要な方へ情報が届くように周知し、参加しやすい教室づくりに努めていきます。

## 4 介護サービスの充実

### (1) 居宅サービスの充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

介護サービスを使いながら自宅での生活を希望する人が多いなか、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく、安心して生活ができるよう、在宅に重点をおいたサービスの充実・強化に取り組みます。

サービスの利用状況を踏まえるとともに、要介護（要支援）認定者数の増加を加味し、サービス供給体制の整備を進めていきます。

予防給付のうち、訪問介護と通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることから、予防給付サービスとしての役割を明確にし、要支援認定者がいつまでも自立した生活を送れるよう、利用者の重度化を抑えるため、より効果的なプランに向けたサービス提供の整備を進めていきます。

### ○ 訪問介護

#### 事業内容

利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けたサポートを行います。

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言などの必要な日常生活の世話をします。

#### 今後の方針

通所介護と並び自宅での生活を支えるうえで重要なサービスとなっています。今後も、サービス事業者の確保と質の向上に向けた取り組みを進めていきます。

また、介護予防訪問介護については、介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問介護（人）	2,340	2,304	1,164
訪問介護（人）	9,228	9,360	9,792

## ○ 訪問入浴介護

### 事業内容

利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図るため、利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。

### 今後の方針

家族介護者の負担を軽減するため、サービス提供体制の確保に努めます。今後も利用者のニーズに対応したサービスの提供を図り、重度の要介護者が可能な限り自宅で生活できるよう、サービスの利用を促進します。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問入浴介護（人）	0	0	0
訪問入浴介護（人）	1,452	1,536	1,704

## ○ 訪問看護

### 事業内容

療養生活の支援と心身機能の維持・回復を図ります。訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

### 今後の方針

かかりつけ医や医療機関との連携を強化し、安定したサービス提供に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問看護（人）	288	324	384
訪問看護（人）	3,228	3,492	4,008

## ○ 訪問リハビリテーション

### 事業内容

心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けます。理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

### 今後の方針

可能な限り自宅で自立した日常生活を営めるよう、安定したサービス提供体制の確保を図ります。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問リハビリテーション（人）	228	228	240
訪問リハビリテーション（人）	1,152	1,176	1,224

## ○ 居宅療養管理指導

### 事業内容

通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理及び指導を行います。

### 今後の方針

栄養改善や口腔機能向上などの指導を含め、生活機能の維持及び向上を目的としたサービス提供により、要介護度の重度化の防止に努めます。

今後も、要介護認定者の増加に合わせて、利用者のニーズに対応できるサービスの提供を図ります。

安定したサービス提供が図れるよう関係機関との協力体制の確立に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防居宅療養管理指導（人）	120	156	180
居宅療養管理指導（人）	3,432	3,720	4,500

## ○ 通所介護

### 事業内容

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

利用者がデイサービスセンターへ通所し（または送迎を行い）、入浴や食事等の日常生活上の世話や、相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを受けます。

### 今後の方針

要介護度の改善に向けて、日常生活上の支援や生活機能の向上を図るため、安定したサービス提供に努めます。

制度改正により、小規模通所介護が地域密着型サービス等へ移行されることから、利用者が可能な限り自宅に近い事業所を利用できるよう地域の実情に応じたサービス提供体制の確保を図ります。

また、介護予防通所介護については、介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防通所介護（人）	3,864	3,996	2,148
通所介護（人）	16,668	13,560	15,048

## ○ 通所リハビリテーション

### 事業内容

利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通所し、心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等のリハビリを受けます。

### 今後の方針

ケアプランに応じた利用者の選択に柔軟に対応できるサービス提供体制の整備に努めます。

今後は医療機関との情報交換を密接に行い、質の高いサービス供給に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防通所リハビリテーション（人）	1,908	1,884	1,884
通所リハビリテーション（人）	9,516	9,732	10,104

## ○ 短期入所生活介護

### 事業内容

利用者の心身機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

利用者は特別養護老人ホームなどへ短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けます。

### 今後の方針

要介護認定者の増加に合わせて、利用者のニーズに対応できるサービスの提供を図ります。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防短期入所生活介護（人）	108	108	108
短期入所生活介護（人）	4,332	4,464	4,632

## ○ 短期入所療養介護

### 事業内容

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所し、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活の世話などのサービスを受けます。

### 今後の方針

今後も、要介護認定者の増加に合わせて、利用者が必要時に利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防短期入所療養介護（人）	12	12	12
短期入所療養介護（人）	2,352	2,424	2,556

## ○ 特定施設入居者生活介護

### 事業内容

介護付きの有料老人ホームなどに入所している利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介助、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

### 今後の方針

今後も、要介護認定者の増加に合わせて、必要に応じたサービス提供を図っていきます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防特定施設入居者生活介護（人）	0	0	0
特定施設入居者生活介護（人）	552	564	588

## ○ 福祉用具貸与

### 事業内容

家庭での日常生活上の便宜を図ります。心身機能が低下し日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行います。

### 今後の方針

効果的な支援を図るため、通所系サービスとの連携を推進します。

また、自立支援に資するサービスのひとつとして、適切なケアマネジメントにより妥当性、適合性を精査し、適正な利用を促進していきます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防福祉用具貸与（人）	5,580	5,868	6,240
福祉用具貸与（人）	21,456	21,924	23,916

## ○ 特定福祉用具販売

### 事業内容

心身機能が低下し、日常生活に支障のある利用者などに、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用（同一年度で 10 万円以内）の一部を支給します。

### 今後の方針

福祉用具貸与と同様に、自立支援に資するサービスのひとつとして、適切なケアマネジメントにより利用を促進していきます。

また、効果的な支援を図るため、通所系サービスとの連携を推進します。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定介護予防福祉用具販売（人）	204	228	264
特定福祉用具販売（人）	576	612	660

## ○ 居宅介護支援

### 事業内容

在宅サービスなどが適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設の紹介などを行います。

### 今後の方針

今後も要介護認定者等の増加に合わせて、利用者のニーズに応じた適切なケアプランが作成できるよう支援していきます。

介護予防訪問介護や介護予防通所介護のみの利用者については、平成 29 年度から、介護予防・日常生活支援総合事業においてケアプランを作成します。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防支援（人）	9,780	10,200	7,824
居宅介護支援（人）	30,984	31,872	33,204

## ○ 住宅改修

### 事業内容

心身機能が低下している高齢者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行う場合に、その費用(同一住宅、同一利用者の合計が 20 万円以内)の一部を支給します。

### 今後の方針

要介護度の重度化を防止し、自宅において安心して生活できるよう必要な住宅改修の支援を図ります。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防住宅改修（人）	252	288	336
住宅改修（人）	432	444	468

## (2) 地域密着型サービスの充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

地域密着型サービスを、可能な限り住み慣れた地域において継続した生活を目指す地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして位置づけ、今後高まる需要に対応するため、計画的に整備を進めていきます。

また、小規模通所介護が地域密着型サービス等へ移行されることから、利用者が可能な限り自宅に近い事業所を利用できるよう地域の実情に応じたサービス提供体制の確保を図っていきます。

高齢化の進行により、認知症高齢者も今後さらに増えることが予想されることから、住民ニーズを捉え、適正な基盤整備を図っていきます。

### ○ 夜間対応型訪問介護

#### 事業内容

夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、要介護者の自宅において、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の世話をを行います。

#### 今後の方針

事業の周知を図り、効果的な利用を推進します。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
夜間対応型訪問介護 (人)	192	204	228

## ○ 認知症対応型通所介護

### 事業内容

介護が必要な認知症高齢者がデイサービスセンターへ通い(または送迎を行い)、入浴や食事等の日常生活上の世話や、相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどを行います。

### 今後の方針

今後、認知症高齢者のますますの増加が予測されることから、サービスの質の向上を図るとともに、利用者のニーズに応じた、サービス供給体制の確保に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防認知症対応型通所介護 (人)	0	0	0
認知症対応型通所介護 (人)	336	372	408

## ○ 小規模多機能型居宅介護

### 事業内容

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。

### 今後の方針

今後、整備を予定している認知症対応型共同生活介護(グループホーム)と地域密着型介護老人福祉施設に併設して整備します。

将来的には中学校区に 1 か所の整備を目指し、計画的な整備を進めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人)	48	72	96
小規模多機能型居宅介護 (人)	1,092	1,272	1,476

## ○ 認知症対応型共同生活介護

### 事業内容

介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフが入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

### 今後の方針

認知症高齢者の増加に対応するため、定員 18 人の施設 2 か所を整備し、体制の確保に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防認知症対応型共同生活介護（人）	0	0	0
認知症対応型共同生活介護（人）	1,296	1,728	1,728

## ○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### 事業内容

居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排せつ、食事等の介助、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

### 今後の方針

定員 29 人の施設 1 か所を整備し、重度要介護者の入所の推進に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人）	588	588	936

## ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

### 事業内容

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

### 今後の方針

地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスであることから、サービスの質の向上と供給体制の確保に努めます。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人）	84	120	156

## ○ 地域密着型通所介護

### 事業内容

利用定員 18 人以下の小規模の通所介護事業所については、生活圏域に密着したサービスであることから、平成 28 年 4 月より地域密着型サービス等へと移行されます。

### 今後の方針

利用者が可能な限り自宅に近い事業所を利用できるよう、地域間のバランスに配慮した整備を進めてまいります。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型通所介護（人）	-	4,764	5,292



## ○ 介護療養型医療施設

### 事業内容

療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練などの必要な医療を行います。

### 今後の方針

今後、介護老人保健施設などへの転用支援を図ります。

見込量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護療養型医療施設（人）	1,296	1,296	1,296

## （４） 佐久島における介護・保健・福祉サービスの展開 ●●●●

離島であることから交通の便が悪く、サービスの利用が困難な地域であり、さらに高齢化率が50%を超えているため、介護予防の普及啓発やサービスの充実・維持が重要です。

## ○ 佐久島生きがいサービス

### 事業内容

佐久島に住む高齢者を対象に、体操やレクリエーションなどを行い、閉じこもり予防、要支援・要介護状態にならないよう介護予防に努めていきます。

### 今後の方針

要支援・要介護状態にならないよう予防や機能維持に努めます。

## ○ 渡船運賃の助成

### 事業内容

離島居住者の介護サービス利用者負担を軽減するため、渡船運賃を助成し、運賃負担額を軽減します。

### 今後の方針

引き続き、渡船運賃の助成を行い介護サービスの充実に努めます。

## 5 地域包括ケアの推進

### (1) 地域包括支援センター機能の強化 ●●●●●●●●●●

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、7つの地域包括支援センターを中心に、地域住民・福祉ボランティア・NPO等の団体や保健医療機関・介護保険施設等の社会資源と連携し、地域の実態や課題整理、問題解決に向けての取り組みの検討を行い、地域包括ケアシステムを充実させていきます。

地域包括支援センターに求められる機能は多様化しており、地域包括支援センターの人員体制を含め機能の強化に努め、地域包括支援センターを軸とした関係機関とのネットワークの構築に努めます。

今後、地域包括支援センターの機能強化、問題の複雑化に対応するため、強化型・基幹型などの地域包括支援センターの整備を検討していきます。

#### ○ 総合相談

誰もが身近な地域で気軽に相談ができる高齢者の保健・医療・福祉の総合的な相談窓口として、高齢者やその家族からの様々な相談を受け、その生活課題を把握して、必要なサービスを受けられるよう援助します。

#### ○ 権利擁護

地域における虐待の早期発見、成年後見制度や消費者被害についての周知や啓発等を実施し、高齢者の方々が安心して暮らしていけるよう、総合的で重層的なネットワークを活用し、地域全体で高齢者の様々な権利を守る体制を構築します。

#### ○ 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の状態変化に対して、適切なサービスが受けられるよう、様々な地域資源を活用したケアマネジメント体制を構築し、困難事例への適切な対応を図るため、ケアマネジャーの後方支援やネットワークの構築を支援します。

## ○ 介護予防ケアマネジメント

要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し介護予防・生活支援サービスが効果的かつ効率的に提供されるよう、ケアマネジメントとサービス利用の評価などを行うことで、適切な介護予防ケアプランの作成を行っていきます。

また、予防事業対象者を介護予防事業につなげ、介護予防を推進します。

## ○ 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターが中心となり、高齢者本人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備、他職種協働によるネットワークの構築のため、地域ケア会議の開催を推進します。

表 西尾市地域包括支援センター

圏域	名称・所在地	担当地区
西尾北部	西尾市地域包括支援センター社会福祉協議会 花ノ木町2丁目1（西尾市総合福祉センター内）	八ツ面 三和 室場
	西尾市地域包括支援センター中央 寄住町洲田18（西尾老人保健施設内）	西尾 花ノ木
	西尾市地域包括支援センター鶴城 桜町4丁目31（米津老人保健施設内）	鶴城 米津 西野町
西尾南部	西尾市地域包括支援センターいずみ 和泉町22（西尾病院内）	平坂 矢田 中畑
	西尾市地域包括支援センターせんねん村 平口町大溝77 （特別養護老人ホームせんねん村内）	寺津 福地南部 福地北部
一色	一色町地域包括支援センター 一色町前野新田48-3 （西尾市一色老人福祉センター内）	一色
吉良幡豆	吉良幡豆地域包括支援センター 鳥羽町迎49-2 （特別養護老人ホームしはとの郷内）	吉良 幡豆





#### (4) 災害等緊急時における体制の強化 ●●●●●●●●●●

高齢者の中には、災害などの緊急時に避難することが難しい人（災害時要援護者）も多くいるため、要支援者の適切把握や災害発生時の早急な救出・救護体制、被災後の支援体制を整えていきます。

### ○ 防犯・防災体制の整備

#### 事業内容

地域包括支援センターや警察、民生委員、町内会等の連携を強化し、高齢者をねらった犯罪被害防止に努めます。また、災害時要援護者台帳を整備し、消防、自主防災会等と情報を共有し、有効な支援ができるような体制を整えます。

#### 今後の方針

地域の資源を活用した、見守り活動など自主的な防犯・防災活動を支援・促進していき、緊急時に迅速な支援ができるよう努めます。また、高齢者が犯罪などの被害に遭わないようにするため、様々な情報を正しく伝える機会を拡充します。

## 6 安心して利用できるサービス提供体制の構築

### (1) 介護保険サービスの運営強化 ●●●●●●●●●●

利用者が適切に介護サービスを利用・選択できるよう、地域包括支援センター等の関係機関と連携して、市民からの相談や苦情に的確かつ迅速に対応できる体制の整備を行います。また、事業者情報の提供の充実を図りながら、介護保険サービスの運営強化に努めます。

### ○ 要介護認定の適正化

#### 今後の方針

認定調査の公平・公正性の確保、人権に配慮した調査を行うため、認定調査員に対する資質や専門性の向上を目的とした研修を実施するとともに、調査時には引き続き家族等の同席者の確保に努めます。

また、介護認定審査会の公平・公正性を確保するため、委員に対する研修を実施し、審査判定の適正化及び平準化に努めます。

### ○ ケアマネジメント等の適正化

#### 今後の方針

介護給付適正化計画に基づき、ケアプランチェックを実施します。

高齢者向け集合住宅に居住する要介護者等については、入居者の状態像や生活環境に合った適切なケアマネジメントが確保されているか、点検を行います。

ケアプランの内容について、利用者の自立支援の観点からの点検を行い、介護支援専門員の資質の向上をめざします。

また、住宅改修における事前調査や事後確認を実施し、利用者の日常生活の自立を支援し、身体状況に適した改修となるよう努めます。

## ○ 事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

### 今後の方針

介護給付適正化計画に基づき、サービス受給者に利用状況を確認していただくため、介護給付費通知を実施します。

また、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし、西尾市介護保険サービス事業者等指導実施要綱に基づき、サービス事業者に対し定期的な指導を実施します。

## ○ 事業者情報の開示

### 今後の方針

サービス利用者が自らサービスを選択できるように、インターネットを通じて介護サービス情報が公表されています。介護サービスや事業所・施設等を適切に選ぶことができるよう、この制度の利用啓発に努めます。

サービス事業者に対しては、「WAMネット」や「介護サービス情報の公表制度」など積極的な自己情報の開示の促進を指導します。

## ○ 苦情対応・解決のための体制

### 今後の方針

市民が気軽に相談でき、適切な対応が図れるよう、市の相談窓口の充実はもとより、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談事業を充実します。また、相談窓口間の連携を強化します。

要介護認定に対する不満や、介護保険制度運営上の苦情相談について、保険者である市としても相談を受け付け、迅速かつ円滑な対応がなされるよう関係機関との連携に努めます。

愛知県国民健康保険団体連合会への手続きについては、利用者に説明を行い、速やかな引継ぎに努めます。



### (3) 介護・保健・福祉のマンパワーの確保 ●●●●●●●●●●

介護従事者の人材の確保や育成については、愛知県や関係者と連携して、事業の周知啓発や従事者に対する情報提供、各種研修などを実施します。

サービスの質確保やサービス従事者のスキルアップに向け、介護従事者同士や多職種との連携を強化し、地域の問題についての情報の共有を進めることで、現場レベルの質の向上を目指します。

#### ○ 介護ボランティア等の人材育成

地域で高齢者を介護する体制を整えていくため、介護ボランティア制度の仕組みを構築していくとともに、介護ボランティアの人材を育成していくための事業等を推進していきます。

公民館活動や老人クラブ活動、小・中学校などの教育の場、その他の団体活動の場などを活用して、福祉教室・ボランティア教室の開催に努めていきます。

団塊の世代が高齢期を迎えるのを見据え、地域における生活支援サービスの担い手として活躍できることも視野に入れ、専門的知識と技術を持ったボランティアを養成し、地域で高齢者を支える人材の育成に努めます。

また、地域福祉分野を始めとする社会貢献活動への参加を促していくため、社会福祉協議会等のボランティア養成事業を支援します。

# 第5章 介護保険料の設定

## 1 サービス見込量の推計の手順

サービス見込量は、以下の手順に沿って行います。

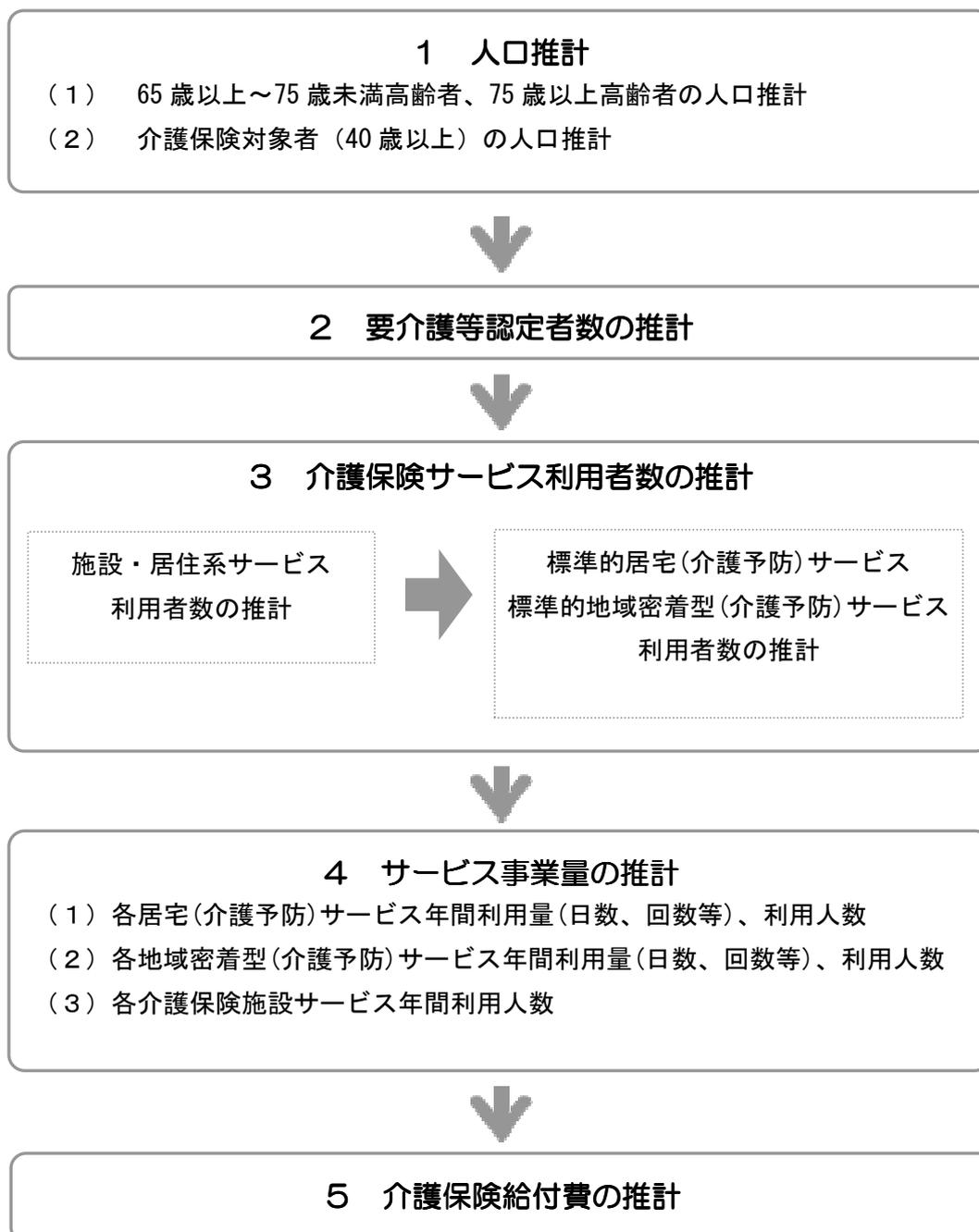




表 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）

単位：千円

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
地域密着型サービス	733,492	1,371,550	1,578,638	1,782,646	2,130,624
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	17,671	23,382	30,135	35,286	38,028
夜間対応型訪問介護	6,441	6,627	7,074	7,884	8,472
認知症対応型通所介護	35,976	39,798	45,267	56,143	66,570
小規模多機能型居宅介護	189,951	219,077	254,963	306,452	328,203
認知症対応型共同生活介護	329,173	445,541	445,541	445,541	559,900
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	154,280	154,280	245,356	245,356	245,356
複合型サービス	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護 （仮称）		482,845	550,302	685,984	884,095
施設サービス	3,750,260	3,858,189	3,964,305	4,586,445	5,093,057
介護老人福祉施設	1,556,164	1,604,960	1,653,815	2,063,782	2,381,250
介護老人保健施設	1,716,776	1,775,909	1,833,170	2,045,343	2,234,487
介護療養型医療施設 （平成 32 年度以降は転 換施設）	477,320	477,320	477,320	477,320	477,320
介護給付費計	9,113,798	9,704,983	10,430,330	12,061,457	13,937,835

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

## (2) 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

表 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

単位：千円

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防サービス	375,069	387,937	301,475	216,297	233,628
介護予防訪問介護	47,883	47,614	24,909		
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	6,306	7,321	8,505	9,995	10,857
介護予防訪問 リハビリテーション	6,443	6,609	6,806	7,001	7,544
介護予防居宅療養 管理指導	1,088	1,247	1,424	1,568	1,703

表 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

単位：千円

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防サービス					
介護予防通所介護	132,022	137,060	75,616		
介護予防通所 リハビリテーション	76,419	75,530	75,475	76,600	82,007
介護予防短期入所 生活介護	5,098	5,381	5,678	7,133	8,961
介護予防短期入所 療養介護	604	771	965	1,131	1,229
介護予防福祉用具貸与	29,635	31,118	33,054	37,090	38,846
特定介護予防 福祉用具販売	4,489	5,047	5,691	6,687	7,442
介護予防住宅改修	21,332	24,614	28,393	34,233	37,177
介護予防特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	43,750	45,625	34,959	34,859	37,862
地域密着型 介護予防サービス	3,366	4,298	5,311	5,850	6,352
介護予防認知症 対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模 多機能型居宅介護	3,366	4,298	5,311	5,850	6,352
介護予防認知症対応 型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防地域密着型 通所介護（仮称）		0	0	0	0
予防給付費計	378,435	392,235	306,786	222,147	239,980

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

**(3) 総給付費の推計**

前記(1)と(2)の合計です。

表 総給付費

単位：千円

種 類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護給付費	9,113,798	9,704,983	10,430,330	12,061,457	13,937,835
予防給付費	378,435	392,235	306,786	222,147	239,980
総給付費	9,492,233	10,097,218	10,737,116	12,283,604	14,177,815





### 3 介護保険料の設定

#### (1) 介護保険財政の仕組み

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を保険料、残り50%を税金等の公費で賄うこととなっております。また、第1号被保険者は給付費の22%を負担することになります。

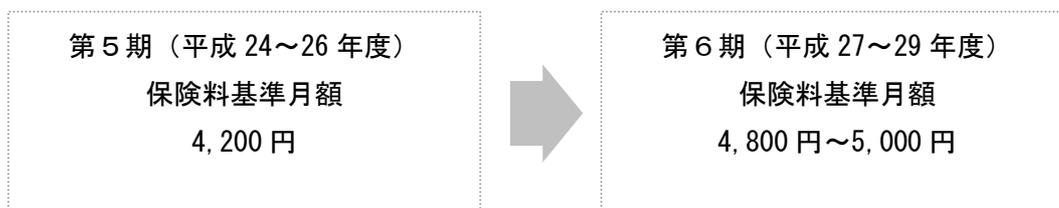
ただし、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

	介護給付費 (施設等)	介護給付費 (その他サービス)	地域支援事業費	
			介護予防事業	包括的支援事業 任意事業
国	15.0%	20.0%	25.0%	39.0%
国調整交付金	5.0%	5.0%		
県	17.5%	12.5%	12.5%	19.5%
市	12.5%	12.5%	12.5%	19.5%
第1号被保険者	22.0%	22.0%	22.0%	22.0%
第2号被保険者	28.0%	28.0%	28.0%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※調整交付金については、各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、市町村によって5%未満や5%を超えて交付されることがあります。

#### (2) 保険料基準月額

第6期の介護保険給付費見込量等から保険料を推計すると、



※最終的には、介護報酬改定の影響等を踏まえて算定します。



## 第6章 計画の推進

### 1 進捗状況の把握と評価の実施

本計画の目標実現に向けて、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、西尾市介護保険地域密着型サービス運営委員会や西尾市地域包括支援センター運営協議会に進行状況を報告していきます。

また、庁内の推進体制として、引き続き長寿課が中心となり、定期的に検証・評価し、組織的な進行管理に努め、計画を推進していきます。

### 2 計画推進体制の整備

#### (1) 連携及び組織の強化 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に掲げる幅広い施策を円滑かつ効果的に進め、基本理念の実現につなげるため、庁内や関係機関との連携の充実や組織の強化を行っていきます。

#### (2) 保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働 ●●●●●

地域包括ケアシステムを構築し、円滑に推進するためには、高齢者の個別課題の解決や地域課題の把握について、保健・医療・介護等多職種の協働により取り組むことが重要です。また、地域課題の解決には、地域福祉の重要な担い手となる民生委員やボランティア、地域住民の自主活動組織等の主体的参画が重要となります。

そのため、行政・事業所や医療機関等の専門職種・地域住民の協働と連帯に基づくパートナーシップを構築していきます。

### (3) 県及び近隣市町との連携 ●●●●●●●●●●●●●●●●

介護保険制度の円滑な運営においては、介護サービスの広域的利用など周辺地域との関わりも大きいため、県や近隣市町との連携が不可欠となります。

そコーディ、県や近隣市町との情報交換や連絡体制の強化を図り、近隣地域とも一体となった介護保険事業及び保健福祉事業の展開を進めます。